

令和5年度

日野市男女平等行動計画
評価報告書

= 令和4年度施策・事業を評価 =

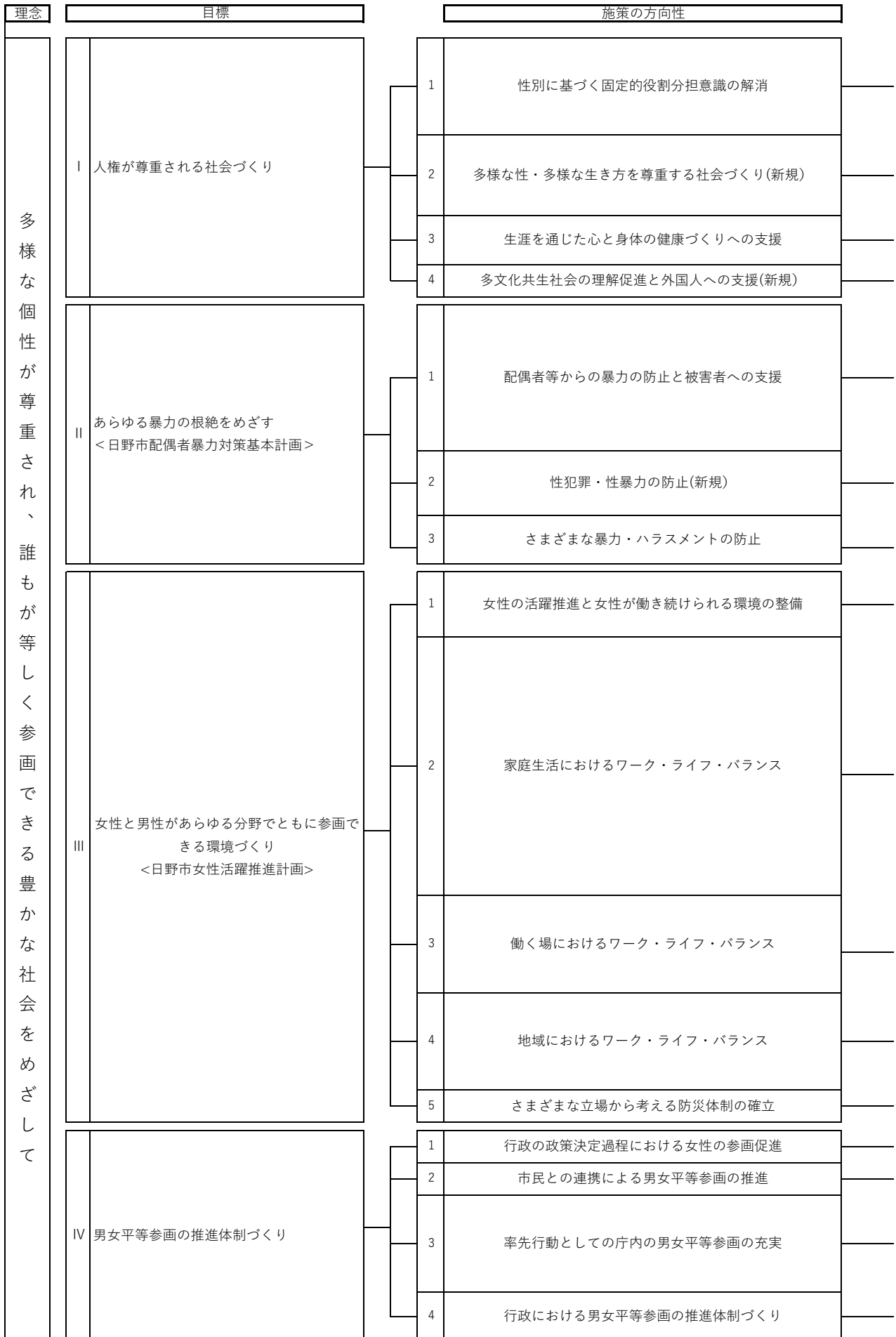
令和5年12月

日野市企画部平和と人権課

目 次

1	計画の体系図	2
2	はじめに	4
3	評価スケジュール	4
4	評価の基本的な考え方	4
5	担当課評価(事業評価)	5
6	本部評価(施策評価)	5
7	市民評価(施策評価)	5
8	担当課評価・本部評価・市民評価結果	6

計画の体系図



施策

	1	男女平等意識・人権尊重意識の醸成★
	2	メディア・リテラシー（情報を適切に読み解き・活用する力）の普及と教育
	1	性の多様性に関する理解促進(新規)★
	2	性的マイノリティへの支援(新規)★
	1	性の尊重に関する普及啓発
	2	性差医療及び性差に応じた健康支援の実施
	1	共生社会の実現に向けた取組(新規)
	2	外国人が暮らしやすい社会づくり(新規)
	1	配偶者等からの暴力（DV）の防止・対応の強化★
	2	配偶者等からの暴力（DV）被害者の安全確保と自立への支援
	3	市の体制整備と連携強化
	1	性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発の強化(新規)★
	2	被害者への支援(新規)
	1	暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実
	2	被害者への支援
	1	ワーク・ライフ・バランスの推進
	2	女性へのライフステージを通じた就業支援
	3	女性の参画推進による農業活性化
	1	家庭における男女の役割分担意識の改善
	2	貧困の防止と生活困窮者への支援
	3	子育て支援施策の充実★
	4	ひとり親家庭への支援
	5	障害者・高齢者・介護者への支援
	1	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ★
	2	雇用における男女平等参画の推進
	3	事業所等における意思決定過程への女性参画促進
	1	子育てや介護を地域で支える仕組みづくり
	2	地域における意思決定過程への男女双方の参画の推進
	3	男性高齢者の社会参加の促進
	1	防災対策における男女平等参画推進
	2	多様な視点を取り入れた防災対策の推進(新規)
	1	委員会などにおける男女比率の適正化の推進
	1	市民・事業者等との連携
	1	男女平等に関する職員研修の充実
	2	男女が対等に働く職場づくり
	3	ハラスメント相談及び防止体制の充実
	4	職場のワーク・ライフ・バランスの推進
	1	男女平等推進センターの機能の充実
	2	庁内推進体制の充実

2 はじめに

「第4次日野市男女平等行動計画」は、「人権が尊重される社会づくり」、「あらゆる暴力の根絶を目指す」、「女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり」、「男女平等参画の推進体制づくり」の4つの目標について、市民・事業者・市が協働し推進していくための具体的な行動計画で、令和3年度から令和7年度を計画期間としています。

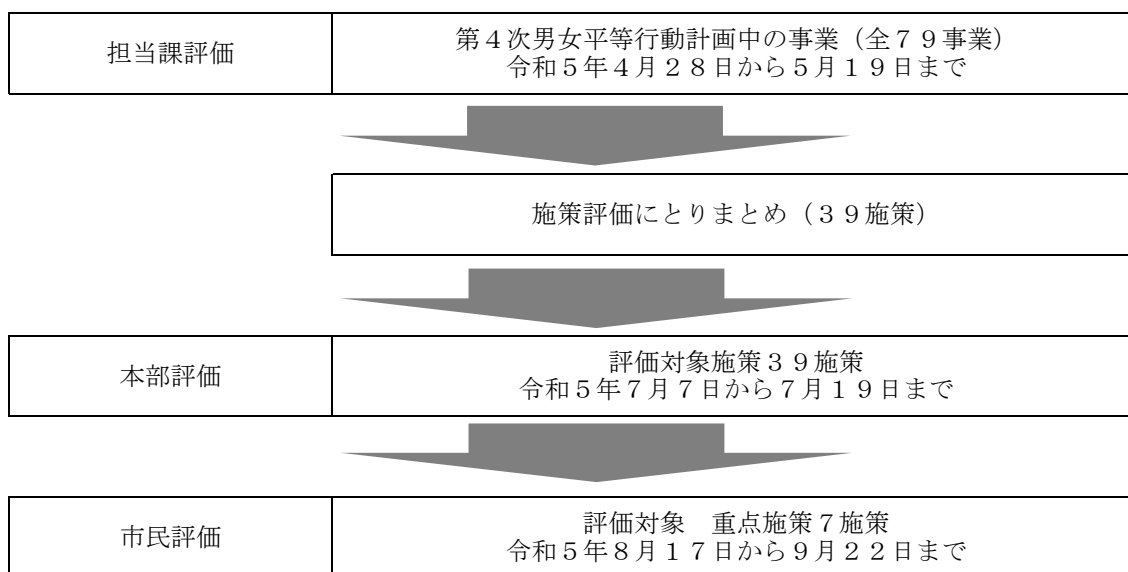
計画に盛り込まれている各課が行う事業(79事業)については、担当課が評価を行い、担当課評価結果をもとに、施策(39施策)について本部評価を実施、さらに担当課評価及び本部評価結果をもとに、重点施策(7施策)について市民評価を実施しました。

このたび、令和4年度施策・事業の市民評価結果がまとまりましたので、その内容について報告いたします。

3 評価スケジュール

評価のスケジュールは下図のとおり。

行動計画に記載されている79事業に対して担当課による自己評価(担当課評価)を行い、本部評価にて39施策にとりまとめて評価し、その結果をもとに、市民評価を実施した。



4 評価の基本的な考え方

(1) 評価の基本的な考え方

- ① 各担当課の事業執行により、男女平等、男女共同参画がどれだけ推進されたのか。
- ② 目標達成のため、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルをしっかりと回す事業展開がなされているか。

(2) 評価点

以下のとおり、5段階で評価する。

- ① 「大いに達成できた」…5
- ② 「やや達成できた」…4
- ③ 「どちらともいえない」…3
- ④ 「やや達成できなかった」…2
- ⑤ 「達成できなかった」…1

5 担当課評価（事業評価）

- (1) 評価期間 令和5年4月28日から5月19日まで
- (2) 評価対象事業及び対象課
 - *対象事業 79事業
 - *評価担当課 20部署+関連部署
- (3) 評価方法 評価シートを各課へ電子データ送信。
各事業の達成状況を5段階で評価し、評価の理由を記入。
- (4) 評価結果 6ページから61ページ参照。

6 本部評価（施策評価）

- (1) 評価期間 令和5年7月7日から7月19日まで
- (2) 評価対象施策 39施策
- (3) 評価方法 評価シートを本部評価委員へ電子データ送信。
担当課評価をもとに、各施策の達成状況を5段階で評価し、重点施策(7施策)のみ評価コメントを記入。
- (4) 評価結果 10ページから61ページ参照。
- (5) 本部評価委員名簿

企画部長	赤久保 洋司
総務部長	竹村 朗
子育て課長	飯倉 直子
発達・教育支援課長	萩原 美和子
平和と人権課長	仲田 裕子

7 市民評価（施策評価）

- (1) 市民評価委員会実施日 令和5年8月17日(第1回)、令和5年9月7日(第2回)
- (2) 方法 対面開催(オンライン併用)
- (3) 評価対象施策 重点施策7施策
- (4) 評価方法 担当課評価及び本部評価結果をもとに、評価コメントを記入。
- (5) 評価結果 11ページ、14ページ、16ページ、22ページ、27ページ、39ページ、45ページ参照。

(6) 市民評価委員名簿

会長	寺田 征也
副会長	田中 ひとみ
	林 和彦
	橋本 恭子
	野原 洋

※市民評価委員会は、日野市男女平等推進委員会委員の中から、市長が選任する6名以内の者をもって構成されています。

担当課評価・本部評価結果

令和4年度 第4次男女平等行動計画 担当課及び本部評価 評価点一覧
 目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の評価		本部評価点					事業の評価						
施策No.	施策名	本部評価点					事業No.	事業名	担当課評価点				
		3	4	5	6	7年度			3	4	5	6	7年度
I-1-1★	男女平等意識・人権尊重意識の醸成	4.3	4.3	0.0	0.0	0.0	1	保育士・教職員などへの男女平等意識の啓発	4.3	4.3	0.0	0.0	0.0
							2	学校現場における男女平等教育の推進	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							3	家庭・地域・職場での男女平等意識の啓発	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
							4	男女平等に関する情報提供の充実化	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
I-1-2	メディア・リテラシー（※）の普及と教育	3.3	3.5	0.0	0.0	0.0	5	市発行物における男女平等に関する表現指針の徹底	3.5	4.0	0.0	0.0	0.0
							6	メディア・リテラシーの育成	3.0	3.0	0.0	0.0	0.0
I-2-1★	性の多様性に関する理解促進（新規）	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	7	性的マイノリティの理解促進に向けた教育の推進と職員研修の実施（新規）	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
							8	性的マイノリティ理解促進の情報提供や啓発事業（新規）	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
I-2-2★	性的マイノリティへの支援（新規）	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	9	交流スペースの設置（新規）	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							10	相談事業の周知（新規）	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							11	パートナーシップ制度（仮称）等の導入に向けた取組（新規）	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
I-3-1	性の尊重に関する普及啓発	4.0	3.8	0.0	0.0	0.0	12	からだ性と性に関する正確な情報提供	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
							13	性と生殖に関する健康と権利についての情報提供	4.0	3.5	0.0	0.0	0.0
I-3-2	性差医療及び性差に応じた健康支援の実施	4.0	3.3	0.0	0.0	0.0	14	女性特有の心や身体の健康支援	4.0	3.3	0.0	0.0	0.0
I-4-1	共生社会の実現に向けた取組（新規）	5.0	4.5	0.0	0.0	0.0	15	多文化理解に関する啓発、国際交流支援（新規）	5.0	4.5	0.0	0.0	0.0
I-4-2	外国人が暮らしやすい社会づくり（新規）	5.0	4.0	0.0	0.0	0.0	16	多言語による情報提供及び相談体制の充実（新規）	5.0	4.0	0.0	0.0	0.0
II-1-1★	配偶者等からの暴力（DV）の防止・対応の強化	4.5	4.5	0.0	0.0	0.0	17	DVの未然防止と早期発見のための啓発	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
							18	児童虐待への対応と防止に関する取組（新規）	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							19	一人ひとりの状況に応じた相談の実施	4.5	4.5	0.0	0.0	0.0
II-1-2	配偶者等からの暴力（DV）被害者の安全確保と自立への支援	4.3	4.3	0.0	0.0	0.0	20	被害者の安全確保に向けた支援	4.5	4.5	0.0	0.0	0.0
							21	被害者の回復（自立）支援	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
II-1-3	市の体制整備と連携強化	4.6	4.9	0.0	0.0	0.0	22	情報管理の徹底	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							23	DV対応マニュアルの見直しと活用	4.5	4.5	0.0	0.0	0.0
							24	関連窓口を含む職員等の研修の実施	4.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							25	各種関連窓口間の連携強化	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							26	若年層に向けた意識啓発（新規）	3.0	4.0	0.0	0.0	0.0
II-2-1★	性犯罪・性暴力（※1）の防止に向けた意識啓発の強化（新規）	3.8	4.0	0.0	0.0	0.0	27	学校等における教育や啓発の内容の充実（新規）	4.5	4.0	0.0	0.0	0.0
							28	関係機関との連携による被害者支援（新規）	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
II-2-2	被害者への支援	4.8	4.7	0.0	0.0	0.0	29	相談窓口等の周知と情報提供（新規）	4.7	4.3	0.0	0.0	0.0
							30	セクハラ・パワハラ等に関する啓発と情報提供	4.0	4.5	0.0	0.0	0.0
II-3-1	暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実	4.5	4.8	0.0	0.0	0.0	31	男女平等を阻む暴力や人権侵害に関する啓発、学校等における教育の実施	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							32	被害者に対する相談の実施	4.5	5.0	0.0	0.0	0.0
II-3-2	被害者への支援（新規）	4.5	5.0	0.0	0.0	0.0							

令和4年度 第4次男女平等行動計画 担当課及び本部評価 評価点一覧
 目標Ⅱ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり

施策の評価						事業の評価							
施策No.	施策名	本部評価点					事業No.	事業名	担当課評価点				
		3	4	5	6	7年度			3	4	5	6	7年度
Ⅲ-1-1	ワーク・ライフ・バランス（※）の推進	5.0	4.5	0.0	0.0	0.0	33	ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供	5.0	4.5	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-1-2	女性へのライフステージを通じた就業支援	4.0	4.5	0.0	0.0	0.0	34	女性の就職支援及びキャリア相談の実施	4.0	4.5	0.0	0.0	0.0
							35	女性の再就職及び創業支援	4.0	4.5	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-1-3	女性の参画推進による農業活性化	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	36	女性の視点を生かした農業活性化への支援	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-2-1	家庭における男女の役割分担意識の改善	4.1	4.0	0.0	0.0	0.0	37	ママ・パパへの妊娠・出産・育児支援	4.0	3.0	0.0	0.0	0.0
							38	子育てサークル・子育てひろば・保育園行事等への参加促進	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
							39	文化、スポーツ、レクリエーション活動等を通じた男性の子育て参加促進	4.0	4.3	0.0	0.0	0.0
							40	男女がともに育児や介護を担う意識づくりのための啓発と情報提供	4.3	4.7	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-2-2	貧困の防止と生活困窮者への支援	4.3	4.5	0.0	0.0	0.0	41	生活相談の実施	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
							42	経済支援の実施	4.5	5.0	0.0	0.0	0.0
							43	就業及び職業キャリアの形成に向けた情報提供	4.5	4.5	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-2-3★	子育て支援施策の充実	3.4	4.4	0.0	0.0	0.0	44	待機児童の解消	2.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							45	多様なニーズに対応した制度の充実	4.3	4.3	0.0	0.0	0.0
							46	障害児に対する子育て支援（新規）	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-2-4	ひとり親家庭への支援	4.3	4.8	0.0	0.0	0.0	47	ひとり親家庭への相談体制の充実	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							48	ひとり親家庭への情報提供	4.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							49	ひとり親家庭の生活・自立支援	4.0	4.5	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-2-5	障害者・高齢者・介護者への支援（新規）	4.0	4.2	0.0	0.0	0.0	50	差別解消に向けた事業者等への啓発（新規）	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
							51	高齢者就労支援の推進（新規）	4.0	4.5	0.0	0.0	0.0
							52	多様な介護サービス、介護保険外サービスの実施	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-3-1★	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ	3.7	4.2	0.0	0.0	0.0	53	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	3.5	4.0	0.0	0.0	0.0
							54	ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	4.0	4.5	0.0	0.0	0.0
							55	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供	3.5	4.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-3-2	雇用における男女平等参画の推進	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	56	雇用における男女平等推進のための情報提供と啓発	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
							57	労働に関する相談と情報提供	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-3-3	事業所等における意思決定過程への女性参画促進	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	58	事業所等における意思決定過程への女性の参画推進に関する情報収集・提供	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-4-1	子育てや介護を地域で支える仕組みづくり	4.0	4.3	0.0	0.0	0.0	59	子育てや介護を地域で支える拠点の充実	3.5	3.5	0.0	0.0	0.0
							60	地域の人材を活用した子育て・介護支援	4.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							61	子育て・介護情報の提供	4.5	4.5	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-4-2	地域における意思決定過程への男女双方の参画の推進	4.0	5.0	0.0	0.0	0.0	62	あらゆる分野の意思決定における男女双方の参画の啓発	4.0	5.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-4-3	男性高齢者の社会参加の促進	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	63	男性高齢者の閉じこもり防止促進	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
							64	男性高齢者の健康づくり事業への参加促進	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-5-1	防災対策における男女平等参画推進	2.5	3.5	0.0	0.0	0.0	65	防災分野の意思決定への女性の参画拡大	2.5	3.5	0.0	0.0	0.0
Ⅲ-5-2	多様な視点を取り入れた防災対策の推進（新規）	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	66	女性の視点や障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等へ配慮した取組（新規）	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0

令和4年度 第4次男女平等行動計画 担当課及び本部評価 評価点一覧
 目標Ⅲ 男女平等参画の推進体制づくり

施策の評価						事業の評価							
施策No.	施策名	本部評価点					事業No.	事業名	担当課評価点				
		3	4	5	6	7年度			3	4	5	6	7年度
IV-1-1	委員会などにおける男女比率の適正化の推進	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	67	審議会・委員会における女性委員登用率の向上	3.0	3.0	0.0	0.0	0.0
							68	女性が参加しやすい環境整備	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
IV-2-1	市民・事業者等との連携	4.5	5.0	0.0	0.0	0.0	69	男女平等参画の視点を持った市民団体・事業者等との協働事業の実施	4.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							70	市民団体等への男女平等参画に関する学習機会と交流の場の提供	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
IV-3-1	男女平等に関する職員研修の充実	3.5	4.0	0.0	0.0	0.0	71	男女平等の理解を深める研修の実施	3.5	4.0	0.0	0.0	0.0
IV-3-2	男女が対等に働く職場づくり	5.0	4.5	0.0	0.0	0.0	72	昇任選考の受験促進	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							73	庁内のあらゆる分野における女性職員の活躍推進	5.0	4.0	0.0	0.0	0.0
IV-3-3	ハラスメント相談及び防止体制の充実	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	74	相談及び防止体制の充実	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
IV-3-4	職場のワーク・ライフ・バランスの推進	4.5	4.5	0.0	0.0	0.0	75	育児・介護がしやすい職場環境の整備	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0
							76	定時で業務が終了する職場づくり	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
IV-4-1	男女平等推進センターの機能の充実	4.0	5.0	0.0	0.0	0.0	77	男女平等推進に関する情報提供の充実化	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0
							78	苦情処理相談窓口の設置	3.0	5.0	0.0	0.0	0.0
IV-4-2	庁内推進体制の充実	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0	79	行政推進本部の運営(新規)	5.0	5.0	0.0	0.0	0.0



第4次日野市男女平等行動計画評価シート

I-1-1 ★重点施策	男女平等意識・人権尊重意識の醸成	担当課	教育指導課・中央公民館・子育て課・保育課・平和と人権課
-------------	------------------	-----	-----------------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の 1 性別に基づく固定的役割分担意識の解消
方向性

- ◇ 男女とも一人ひとりが、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進するための教育、及び広報・啓発活動を実施します。
- ◇ 家庭、学校、地域や職場などにおける男女平等・人権尊重のさらなる意識づけをめざし、学習機会(研修など各種講座、情報誌やホームページを活用した情報提供等)を充実します。また、性自認・性的指向を理由として困難な状況に置かれることのないよう、誰もが多様性を認める意識づくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
				達成状況の評価 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった										
1	保育士・教職員などへの男女平等意識の啓発	教育指導課・子育て課・保育課	子どもの保育や育成に携わる保育士などに研修等を実施し、男女平等意識の普及・啓発を図る。教職員を対象として、東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施し、人権意識を高める。	・東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・男女平等意識・人権尊重意識の醸成に特化した職員研修等に取り組む。 ・園毎の職員会議などで意識の確認 1回以上/年	・東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・男女平等意識・人権尊重意識の醸成に特化した職員研修等に取り組む。 ・園毎の職員会議などで意識の確認 1回以上/年	・東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・男女平等意識・人権尊重意識の醸成に特化した職員研修等に取り組む。 ・園毎の職員会議などで意識の確認 1回以上/年	・東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・保育士・教職員などの男女平等意識が高まっている。 ・園毎の職員会議などで意識の確認 1回以上/年	・東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいた研修を実施する。 ・保育士・教職員などの男女平等意識が高まっている。 ・保育士などの男女平等意識が高まっている。	4.3	4.3				
2	学校現場における男女平等教育の推進	教育指導課	学校生活において、人権尊重を基盤とした教育活動を通して、男女の固定的役割分担意識による偏りをなくし、男女平等の意識を高める。	・学校生活における男女の固定的役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。	・学校生活における男女の固定的役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。	・学校生活における男女の固定的役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。	・学校生活における男女の固定的役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。	・学校生活における男女の固定的役割分担は見当たらない。新たな課題が明らかになったときは迅速に解決策を検討し課題を解消する。	5.0	5.0				
3	家庭・地域・職場での男女平等意識の啓発	中央公民館・平和と人権課	男女平等参画に関する情報を収集し市民へ提供する。性差別、性別に基づく固定的役割分担意識及び偏見などを解消し、一人ひとりが男女平等に関する認識を深めるための講座など、学習の機会を提供する。	・LGBT講座を年1回以上実施 ・人権に関する講座の検討・実施 ・男女共同参画に関する情報をチラシラックやホームページを活用して提供する。 ・市民向け講座等を展開し学習の機会を維持する。	・LGBT講座を年1回以上実施 ・人権に関する講座の検討・実施 ・男女共同参画に関する情報をチラシラックやホームページを活用して提供する。 ・市民向け講座等を展開し学習の機会を維持する。	・LGBT講座を年1回以上実施 ・人権に関する講座の検討・実施 ・男女共同参画に関する情報をチラシラックやホームページを活用して提供する。 ・市民向け講座等を展開し学習の機会を維持する。	・LGBT講座を年1回以上実施 ・人権に関する講座の検討・実施 ・男女共同参画に関する情報をチラシラックやホームページを活用して提供する。 ・市民向け講座等を展開し学習の機会を維持する。	・各種講座の実施により、学習の機会を提供し、市民の男女平等意識や人権意識が高まっている。 ・男女共同参画に関する情報が提供されている。 ・学習の機会がある。	4.0	4.0				
4	男女平等に関する情報提供の充実化	平和と人権課	情報誌(男女平等推進センターだより)の発行や、男女平等推進センターのホームページを活用した情報提供を行う。男女平等に関する国際規範・基準に関する情報提供を行う。市民貸出し用の男女平等推進センターの図書・視聴覚教材などの充実化を図る。	・男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を最新・有益な情報展開できるように務める	・男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を最新・有益な情報展開できるように務める	・男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を最新・有益な情報展開できるように務める	・男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を最新・有益な情報展開できるように務める	・男女平等推進センターとして、情報誌・ホームページ・貸出図書等を最新・有益な情報展開できるように務める	4.0	4.0				

I-1-1 ★重点施策	男女平等意識・人権尊重意識の醸成	担当課	教育指導課・中央公民館・子育て課・保育課・平和と人権課
-------------	------------------	-----	-----------------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
2	教育指導課 日野市立学校の人権教育推進委員を対象とした教員研修会を実施した。各学校は、東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムに基づいて、全教員を対象とした研修を実施し、研修を通して学んだことを基に、教育活動を実施している。	教育指導課	教育指導課
	子育て課 学童クラブ職員に対し、職員間での関係では相手を尊重すること、児童育成においては子ども一人ひとりの人権を尊重することの大切さについて任用説明会や研修等年5回啓発を実施した。	子育て課	子育て課
	保育課 職員会議で意識の確認を実施(男女で分けない保育、「～さん」と呼ぶ、「男(女)の子なのに～」などと言わない)	保育課	保育課
3	教育指導課 学校生活において、荷物運びは男子、調理は女子など、男女の固定的な役割分担は見当たらなかった。	教育指導課	教育指導課
4	中央公民館 令和2年度から継続してハンセン病問題をテーマに講座を開催した。ハンセン病市民学会教育部の世話人を務めていらっしゃる佐久間建氏を講師にお招きして、ハンセン病問題の歴史について分かり易く丁寧な説明していただいた。差別のない社会を構築するには、正しい知識の習得が必要不可欠であることを講座を通して学んだ。	中央公民館	中央公民館
	平和と人権課 男女共同参画週間(令和4年(2022年)6月15日～6月29日)、STOP The DVパネル展(令和4年(2022年)11月12日～11月25日)、人権擁護委員パネル展(令和4年(2022年)12月3日～12月9日)の実施。 中学校対象デートDV出張講座や、女性の再就職支援講座など各種市民向け講座を実施できた。	平和と人権課	幅広い年代の方に参加していただいたが、若年層の参加が少なかった。 10～20代の参加者獲得に向け効果的なPR方法を検討する必要がある。
	平和と人権課 男女平等推進センター情報誌「ふらっと」を発行した。男女平等推進センター内図書コーナーの蔵書を1冊増やした。また、国や都の情報をホームページで発信した。	平和と人権課	平和と人権課 情報誌紙面の充実および蔵書の選定。

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.3
4年度	4.3
5年度	
6年度	#DIV0!
7年度	



本部評価委員 コメント

<p>・子どもは身近にいる人に影響を受ける。子どもに関わる保育士や教職員が、男女平等の意識を持つことが大切なので研修や講座を実施し、男女平等意識・人権意識の醸成をしてもらいたい。</p> <p>・講演会、パネル展、フォーラム、男女平等推進センターの事業等を通し、男女平等意識を啓発することは大変難しいが、重要な事業である。市民に身近に感じられる題材を用いることで、多くの市民が男女平等の意識を持つ機会を提供することを、今後も続けてほしい。また、行政からの発信だけでなく関係機関等の協力を得ての情報発信にも取り組んでほしい。</p> <p>・新型コロナウイルスの影響も小さくなってきてはいるが、これからも講演会の開催には工夫が必要だと思われる。新型コロナウイルスへの対応の中で、リモート開催など良かったものは今後も続けてほしい。</p> <p>・男女平等について、市民が取り組みやすい環境づくりを目指して、男女平等推進センター図書の実装を図るなど、地道な活動を続けてほしい。</p> <p>・市民や職員に向けて男女平等意識の醸成を進めるためには、HPの更新やパネル展、講演会など発信する機会を確保し、繰り返すことが大切である。引き続き事業の継続をしていただきたい。</p>

5. 施策の評価(市民評価)

市民評価委員 コメント

<p>・(No.2)達成状況が、「学校生活において、荷物運びは男子、調理は女子など、男女の固定的な役割分担は見当たらなかった」だけでは不十分。このようなわかりやすい性別役割分担だけでなく、アンコンジャスバイアスの解消を新たな課題として、取り組んでいただきたい。</p> <p>・(No.3)子どもの人権意識を育てるためには、保護者への働きかけが非常に重要と考えます。そのためには、親子で考える宿題等、忙しい子育てで世間も関わられるような研修会以外の形を考えていただきたいと思えます。</p> <p>・(No.3)人権に関する差別問題であれば、その他のテーマ(女性、子ども、外国人、障害者など)も考えられるので、幅広くテーマを取り扱う方がよいと思えます。</p> <p>・(No.4)「ふらっと」は、学校の保護者会など効果が見込まれそうな機会に配布していただきたい。</p> <p>・(No.4)ジェンダー平等(性・性の多様性含む)に関する図書を充実させ、国際女性デーやレインボーウィーク、男女共同参画週間、国際ガールズデー、国際人権デーなどに合わせて、図書館で関連図書の展示を行なっていただきたい。</p> <p>・(施策全体)本部評価委員のコメントに「子どもは身近な人に影響を受けるので保育士・教員などの人権意識の向上が重要」とありますが、保育士や公立学校の教職員のジェンダーバランスがどのようになっているのかが気になりました。特に保育士さんなどは女性が圧倒的に多い職場であると思いますが、そうした状況自体が子どもの男女平等・人権意識に影響を与えるのではないかと考えられます。啓蒙啓発は非常に重要ですが、それと同時に実態をいかに平等や人権意識に適ったものにするかという視点も重要ですので、改善いただきたいです。</p> <p>・(施策全体)年度ごとの目標達成ができていないとされる部分が多いが、それに対して次の年度に向けたステップアップの為の目標設定が具体的に設定されていないので記載してほしい。</p> <p>・(施策全体)市民の意識を啓発している事業に対して具体的な指標と課題設定が見えてこないのでは実際に高まっているかどうか客観的にわからない。実際に行ったことに対してどう評価できるのかを示してほしい。</p>

第4次日野市男女平等行動計画評価シート

I-1-2	メディア・リテラシー(※)の普及と教育	担当課	市長公室・平和と人権課・全庁
-------	---------------------	-----	----------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり

施策の 1 性別に基づく固定的役割分担意識の解消
方向性

◇ 市が発行する広報、出版物、刊行物などについて、性差別、性別に基づく役割分担を固定化する表現、偏見及び女性の性を商品化した表現を使わないよう徹底します。
◇ さらに、市民、事業者がさまざまなメディアからの情報を無条件に受け入れるのではなく、人権尊重の視点で情報を主体的かつ客観的に解釈・選択し、適切に発信することができるように情報提供を行います。

※ メディアの内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、批判的に評価し、メディアからの情報を主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力をさします。また、人々がメディアを使って表現する能力をさします。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
5	市発行物における男女平等に関する表現指針の徹底	市長公室・平和と人権課・全庁	市が発行する情報について、ジェンダー(社会的な男女の区別)にとらわれない表現を徹底し、ジェンダーの視点にたった市発行物の点検をする。男女平等に関する表現指針を必要に応じて見直し、活用する。	・男女平等に関する表現指針を確認し、ジェンダーにとらわれない表現を用いた情報発信(広報、ホームページ、LINEなど)をする。 ・適切な情報提供を随時行われるように庁内の相談を受けられるようにする。	・男女平等に関する表現指針を理解し、ジェンダーにとらわれない表現を用いた情報発信(広報、ホームページ、LINEなど)をする。 ・適切な情報提供を随時行われるように庁内の相談を受けられるようにする。	・男女平等に関する表現指針を理解し、ジェンダーにとらわれない表現を用いた情報発信(広報、ホームページ、LINEなど)をする。 ・適切な情報提供を随時行われるように庁内の相談を受けられるようにする。	・男女平等に関する表現指針を理解し、ジェンダーにとらわれない表現を用いた情報発信(広報、ホームページ、LINEなど)をする。 ・市の情報が適切に提供されている。	3.5	4.0					
6	メディア・リテラシーの育成	平和と人権課	メディアからの情報を適切に読み解き、活用する力を育てるための学習の機会を提供する。	・適切な情報提供を随時行う。 ・必要に応じてガイドラインを作成し、広報やホームページでも情報を提供する	・適切な情報提供を随時行う。 ・必要に応じてガイドラインを作成し、広報やホームページでも情報を提供する	・適切な情報提供を随時行う。 ・必要に応じてガイドラインを作成し、広報やホームページでも情報を提供する	・適切な情報提供を随時行う。 ・必要に応じてガイドラインを作成し、広報やホームページでも情報を提供する	男女平等推進センターとして、メディア・リテラシーの学習の機会が提供される	3.0	3.0				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
5	市長公室 広報誌にイラストを掲載する際に、子育ての内容だから母親のイラストを用いる等の性別に偏った表現がないよう、使用する素材に配慮した。 平和と人権課 表現指針の改定に着手した。また、庁内刊行物の表現をについて、他部署からの相談に応じた。	市長公室 なし。 平和と人権課	市長公室 文章、イラスト、色味などの客観的な視点での確認。職員の意識醸成。 平和と人権課 行動指針の策定。
6	センターフォーラム2018にてメディアリテラシーをテーマにした講演会を実施して以来、特に取り組みができていない。	平和と人権課	平和と人権課 実施できていないので、新たにパンフレットの配架やHPの刷新などから取り組む必要がある。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	3.3
4年度	3.5
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



I-2-1 ★重点施策	性の多様性に関する理解促進(新規)	担当課	教育指導課・中央公民館・平和と人権課
-------------	-------------------	-----	--------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 1 人権が尊重される社会づくり
- 施策の 2 多様な性・多様な生き方を尊重する社会づくり(新規)
- 方向性

- ◇ 市民への性的マイノリティの理解促進に向けて、庁内全職員への性的マイノリティを含む人権啓発研修を継続して実施します。
- ◇ 多様な性、多様な生き方を認める社会形成をめざして、学校や関係機関等と連携し、偏見や差別の解消をめざした啓発や理解促進に向けた情報提供を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

		<達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった												
No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
7	性的マイノリティの理解促進に向けた教育の推進と職員研修の実施(新規)	平和と人権課・教育指導課	市職員、教職員への研修を継続実施し、性的マイノリティに関する理解を深め、個々に適切な対応が取れるようにするとともに、児童・生徒の性的マイノリティへの理解促進のため、人権教育の一環として推進していく。	・講座、講演、研修、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。	・講座、講演、研修、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。	・講座、講演、研修、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。	・講座、講演、研修、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。	職員、児童、生徒に性的マイノリティへの理解が広がる	4.0	4.0				
8	性的マイノリティ理解促進の情報提供や啓発事業(新規)	中央公民館・平和と人権課	多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりと理解促進のための情報提供を行い、相談体制を整備する。	・講座、講演、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。 ・令和4年度から相談体制を展開できるように準備する	・講座、講演、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。 ・相談体制を展開する	・講座、講演、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。 ・相談体制を展開する	・講座、講演、パネル展などを通して情報提供および意識啓発を行う。 ・相談体制を展開する	市内に性的マイノリティへの理解が広がる	4.0	4.0				

I-2-1 ★重点施策	性の多様性に関する理解促進(新規)	担当課	教育指導課・中央公民館・平和と人権課
-------------	-------------------	-----	--------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
7	平和と人権課 多様な性の当事者(性的マイノリティ当事者)への理解促進のため、職員研修を行った。(全職員対象に動画配信、動画研修後、受講者にフォローアップ。)また、日野市パートナーシップ制度の開始に併せて、全課を対象に制度概要などについて、全所属に対し説明会を実施した。 また外部講師を招き、児童館職員を対象としたLGBT研修を、令和4年9月27日、9月28日に開催した。	平和と人権課	平和と人権課 研修への出席が難しい、学校関係者への啓発。
	教育指導課 性教育についての東京都からの通知を各学校に周知している。各学校は、各教科等の内容を相互に関連付けながら学校の教育活動全体を通じて性教育を行っている。	教育指導課	教育指導課
	平和と人権課 男女平等推進センターフォーラム2022(令和4年6月25日)を開催し、「色とりどりのふうふの形～「結婚の自由をすべての人に」訴訟とパートナーシップ制度から考える」をテーマとした基調講演と、「好きの多様性～今知りたいアセクシュアル・アロマンティックの基礎知識～」の講演を行った。(参加者46人)にじいる相談開始。相談件数は1件。	平和と人権課	平和と人権課 にじいる相談の実績が少なく、相談を必要としている人に情報が届いていない可能性も考えられる。
8	中央公民館 トランスジェンダーの方を講師にお招きしてLGBT講座を開催した。若者が抱える多様な性というデリケートなテーマだったが、講師自身の体験談や事例を交えながらとても分かり易く解説していただいた。後半のグループ討議では自由に意見を述べていただくことで性の多様性に対して理解しようとする姿勢が見受けられた。	中央公民館 若年層の市民に参加してもらえなかった。	中央公民館 若年層を集客するためのPR方法の検討。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	4.0
5年度	
6年度	#DIV0!
7年度	#DIV0!



本部評価委員 コメント

- ・市職員・教職員が率先して性的マイノリティへの理解を進めることは、重要である。学びの機会を積極的に提供していくことは、今後も続けてほしい。
- ・職員は市民対応など、様々な場面で性的マイノリティ当事者と接する可能性がある。当事者に対して不安を感じさせない対応ができるように情報発信をしていただきたい。
- ・日野市も令和5年度より日野市パートナーシップ制度を開始しているため、今後も引き続き市民や事業者に対して、性の多様性に関する啓発活動を続けてほしい。
- ・多様な性の当事者の相談窓口を設置したことは素晴らしいと思う。今後も周知を行い、必要としている人につながるよう取り組みを継続していただきたい。
- ・当事者の方を講師にお招きしてLGBT講座を開催したのは素晴らしい。幅広い年代に参加してもらえるよう、工夫を続けてほしい。

5.施策の評価(市民評価)

市民評価委員 コメント

- ・(No.7)市職員・教職員への研修だけでなく、病院と不動産業を手始めに、事業者の研修も合わせて行っていただきたい。
- ・(No.7)トランスジェンダーに特化したLGBT講座は継続していただきたい。
- ・(No.7)保育園・幼稚園、学校の教職員研修に、同性カップルを両親にもつ子供の理解を促進するようなプログラムを導入していただきたい。
- ・(No.7)高齢者施設や介護施設、デイサービスなどの職員研修にも、LGBTQの啓発プログラムを取り入れていただきたい。
- ・(No.8)若年層の参加者が少なかったことが指摘されていますが、そもそも中央公民館を利用する年齢層に偏りがありそれが反映された結果ではないかと推察します。また、公立学校にてセクシュアルマイノリティについての授業などあるかと思えます。そうであるならば、公民館はむしろ中高年層をターゲットに絞って企画を立てることに振り切ってしまうのもよいのではないのでしょうか。
- ・(No.8)今後の課題として若年層への働きかけを挙げられていますが、無意識の偏見はより年配者の方が根が深いと考えます。今後も全年代に向けた工夫を続けていただきたいと思います。
- ・(No.8)「若者の参加が増えるような対策」だけでなく、幅広い年齢層を対象とした対策を考えていただきたい。
- ・(No.8)若年層の市民参加がないとの課題があるならば、SNSでの情報発信や、オンラインでの参加など、テーマに関心のある若年層が参加しやすい方法の検討をお願いします。
- ・(施策全体)年度ごとの目標達成ができていない部分が多いが、それに対して次の年度に向けたステップアップの為に目標設定が具体的に設定されていないので記載してほしい。
- ・(施策全体)市民の意識を啓発している事業に対して具体的な目標と課題設定が見えてこないため実際に高まっているかどうか客観的にわからない。実際に行ったことに対してどう評価できるのかを示してほしい。

I-2-2 ★重点施策	性的マイノリティへの支援(新規)	担当課	職員課・平和と人権課
-------------	------------------	-----	------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 1 人権が尊重される社会づくり
 施策の 2 多様な性・多様な生き方を尊重する社会づくり(新規)
 方向性

- ◇ 関係団体等と連携し、多様な性、多様な生き方を抱える人たちの交流スペースの設置や相談事業等を行います。
 ◇ 性的マイノリティの人たちへの差別や困難が生じることのない社会づくりをめざして、パートナーシップ制度「仮称」等の導入に向けて取り組んでいきます。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
				達成状況の評価 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった										
9	交流スペースの設置(新規)	平和と人権課	当事者、親族、支援者等の交流スペース「虹友カフェ」を運営する。	・居場所事業として虹友カフェを実施する	・居場所事業として虹友カフェを実施する	・居場所事業として虹友カフェを実施する	・居場所事業として虹友カフェを実施する	・居場所事業として虹友カフェを実施する	・居場所事業として虹友カフェを実施する	5.0	5.0			
10	相談事業の周知(新規)	平和と人権課	他機関等、相談窓口等についてホームページや情報誌等にて周知する。	・相談を受けられる体制の準備	・相談を受けられる体制を実施。1回/週	・相談を受けられる体制を実施。1回/週	・相談を受けられる体制を実施。1回/週	・相談を受けられる体制を実施。1回/週	・相談を受けられる体制を維持	5.0	5.0			
11	パートナーシップ制度(仮称)等の導入に向けた取組(新規)	職員課・平和と人権課	同性のカップル等が婚姻に相当する関係を公的に認める制度の導入にあたっては、新たな審議会等の設置も含め、先進事例を参考にしながら検討し、当事者や支援団体からの意見を積極的に聴取し、当事者の方々に寄り添った制度の構築をしていく。 また、市職員についても、休暇や給付金等の福利厚生が適用されるよう検討していく。	・制度導入にあたり、検討が必要な職員の休暇制度等について項目出しを行い、現状の課題等を共有する。 ・パートナーシップ制度導入の準備、検討会の実施	・制度導入に合わせ、休暇制度等の具体的な案を作成する。 ・パートナーシップ制度導入の準備、検討会の実施。	・休暇制度等について運用状況を確認、見直しの必要性を判断する。 ・パートナーシップ制度を条例に位置付ける	・休暇制度等について運用状況を確認、見直しの必要性を判断する。 ・パートナーシップ制度の見直しの準備	・同姓のカップル等が婚姻に相当する関係を公的に認める制度に即した職員の休暇制度等を整備し、すべての職員が働きやすい環境を推進する。	5.0	5.0				

I-2-2 ★重点施策	性的マイノリティへの支援(新規)	担当課	職員課・平和と人権課
-------------	------------------	-----	------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
9	平和と人権課 多様な性の当事者の悩みを解消することを目的として、虹友カフェ(交流スペース)を年8回実施。新型コロナウイルスの感染拡大に注意しながら、実施できた。(10月、12月はふれあい館の空調整備のため、別会場にて実施。)令和4年度来場者は、合計51人。	平和と人権課	平和と人権課
	平和と人権課 にじいる相談(多様な性に関する専門相談窓口)を令和4年度から新規事業として開始。女性相談なども、チラシ、広報やホームページで周知を行った。	平和と人権課	にじいる相談の実績が少なく、相談を必要としている人に情報が届いていない可能性も考えられる。
11	平和と人権課 日野市パートナーシップ制度の内容について、日野市男女平等推進委員会、日野市パートナーシップ制度検討委員会等で検討し、日野市パートナーシップ制度検討委員会より素案を策定、パブリックコメントで広く市民より意見を聴取し、制度に反映させた。「日野市男女平等推進条例」を「日野市すべての人の性別等が尊重され、多様な生き方を認め合う条例」に改正し、令和5年度からの開始に向け、チラシやホームページ、広報として男女平等推進センター情報誌「ふらっと」などで周知を行った。	平和と人権課	平和と人権課
	職員課 パートナーシップ制度の導入を受け、職員の福利厚生・休暇制度等の検討を行った。令和5年第1回定例議会にて条例案を上げ、その他規則を含めた制度改正を令和5年4月1日付で行った。	職員課 なし。	職員課 都や他自治体の動向に留意し、必要な制度改正があれば検討する。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	5.0
5年度	
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



本部評価委員 コメント

<p>・性的マイノリティの方々の居場所づくり事業「虹友カフェ」は、今後も事業を継続していただきたい。居場所事業は当事者にとって大切なものであるはずなので、今後も周知活動に力を入れてほしい。</p> <p>また、「虹友カフェ」は、固定の場所だけでなく出前の開催等も検討し、多くの方に機会を提供することも考えてほしい。</p> <p>・多様な性に関する専門相談窓口である「にじいる相談」が必要な人に届くよう、今後も周知活動を工夫してほしい。</p> <p>・日野市男女平等推進委員会、日野市パートナーシップ制度検討委員会、パブリックコメント等、市民の声を様々な形で反映させる努力をしたことは素晴らしい。</p> <p>・パートナーシップ制度の導入にあたり、影響がある他の行政サービスについて、調整をしたことは重要だ。今後も随時見直しを図ってほしい。</p> <p>・パートナーシップ制度の導入ができたので、今後も周知活動に力を入れてほしい。</p>
--

5.施策の評価(市民評価)

市民評価委員 コメント

<p>・(No.9)「虹友カフェ」の継続、パートナーシップ制度の導入は時流にあった取り組みであり、よいと思います。他方で、「虹友カフェ」の関連事業として紹介されている「にじいず摩」の事業の位置付けがややわかりづらいものとなってしまっている印象です。「にじいず摩」は他の自治体とも連携して実施されている事業ではありますが、セクシャルマイノリティへの理解促進に関連する事業として、重点施策に取り入れてもよいように思います。</p> <p>・(No.9)虹友カフェについては、継続を希望する。</p> <p>・(No.9)固定の場所だけでなく、時々、場所を移すという「出前開催」のアイデアに賛同する。</p> <p>・(No.9)性的マイノリティの方々など、少数ではあるが「居場所」を必要としている方々の声に耳を傾けて、寄り添う姿勢で「居場所」を提供できていることは有意義だと思います。</p> <p>・(No.11)パートナーシップ制度が幅広く周知され、必要な人が懸念なく利用できるようなことを願っています。</p> <p>・(施策全体)年度ごとの目標達成ができていとされる部分が多いが、それに対して次の年度に向けたステップアップの為の目標設定が具体的に設定されていないので記載してほしい。</p> <p>・(施策全体)市民の意識を啓発している事業に対して具体的な指標と課題設定が見えてこないで実際に高まっているかどうか客観的にわからない。実際に行ったことに対してどう評価できるのかを示してほしい。</p>

I-3-1	性の尊重に関する普及啓発	担当課	教育指導課・健康課・子ども家庭支援センター・平和と人権課
-------	--------------	-----	------------------------------

1. 第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 1 人権が尊重される社会づくり
 施策の 3 生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援
 方向性

◇ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(※)の考え方を普及し、妊娠・出産などを含めた女性のライフステージに応じた健康を支援します。性や妊娠・出産に関する情報を提供し、産む・産まない、子どもの人数や出産する時期などについて、個人が責任を持って決めることへの理解が深まるよう啓発を行います。
 ◇ 学校においては、学習指導要領に基づき児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、メディアの情報に振り回されないよう、性に関する正しい知識の普及に努めます。

※「女性の性と生殖に関する健康と権利」のこと。人権と性の視点から妊娠、出産、避妊などについて肉体的、精神的、社会的に男女の健康を保障し女性の自己決定権を尊重する考え方で、1994(平成6)年の国際人口開発会議(カイロ)において提唱されました。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
12	からだに性に関する正確な情報提供	教育指導課・健康課・子ども家庭支援センター・平和と人権課	学校教育において学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施する。 家庭で子どもに対し性に関する正しい知識を伝えるための情報提供を行う。エイズや性感染症について、予防・早期発見のため、発達段階に応じた正しい知識の普及、情報提供を行う。	<教育指導課> ・学習指導要領に基づく授業の実施 ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる <健康課> ・適切な情報提供を随時行う。 <子ども家庭支援センター> ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる適切な情報提供を随時行う。 ・男女平等推進センターとして適切な情報提供を随時行う。	<教育指導課> ・学習指導要領に基づく授業の実施 ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる <健康課> ・適切な情報提供を随時行う。 <子ども家庭支援センター> ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる適切な情報提供を随時行う。 ・男女平等推進センターとして適切な情報提供を随時行う。	<教育指導課> ・学習指導要領に基づく授業の実施 ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる <健康課> ・適切な情報提供を随時行う。 <子ども家庭支援センター> ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる適切な情報提供を随時行う。 ・男女平等推進センターとして適切な情報提供を随時行う。	<教育指導課> ・学習指導要領に基づく授業の実施 ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる <健康課> ・適切な情報提供を随時行う。 <子ども家庭支援センター> ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる適切な情報提供を随時行う。 ・男女平等推進センターとして適切な情報提供を随時行う。	<健康課> ・正しい情報提供により、からだに性に関する理解が深まっている。 <子ども家庭支援センター> ・保護者が子に対し性に関する知識を持った対応ができる適切な情報提供を随時行う。 ・男女平等推進センターとして正しい情報提供により、からだに性に関する理解が深まっている。	4.0	4.0				
13	性と生殖に関する健康と権利についての情報提供	健康課・子ども家庭支援センター・平和と人権課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性の性と生殖に関する健康と権利)の考え方に基づき女性の性の尊重及び生き方の決定に関する啓発、情報提供を行う。	・適切な情報提供を随時行う。	・適切な情報提供を随時行う。	・適切な情報提供を随時行う。	・適切な情報提供を随時行う。	・正しい情報提供により、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解が深まっている。	4.0	3.5				

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
12	教育指導課	教育指導課	教育指導課
	各学校は、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた教育活動を実施した。		
	健康課	健康課	健康課
	市ホームページにおいて、女性の健康に関する情報提供を行った。市の展示スペースにて女性の健康に関する周知、啓発を行った。☑	なし。	引き続き情報提供を行う。
	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
13	子育てひろば等での、子どもへの性に関する向き合い方への相談には適切に対応しているようにしている。		
	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
	東京都等が発行しているパンフレット等を男女平等推進センターへ配架した。男女平等推進センター図書に、幼児向けの性教育の蔵書を充実させた。		

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	3.8
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



I-3-2	性差医療及び性差に応じた健康支援の実施	担当課	健康課・市立病院・平和と人権課
-------	---------------------	-----	-----------------

1. 第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり
 施策の 3 生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援
 方向性

◇ 女性一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、女性特有の健康課題に関する知識の普及や、自分の健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう支援します。また、気軽に相談することのできる体制を構築するとともに、性差医療に関する情報提供、必要時の受診勧奨など幅広く対応していきます。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
14	女性特有の心や身体 の健康支援	健康課・市立病院・平和と人権課	女性特有の子宮頸がん検診及び乳がん検診を実施する。また、その重要性について周知し、受診率を上げる。妊娠や出産、また更年期の体の変調に対応した専門外来の充実や、こころの健康を支援する相談を実施する。	・子宮がん・乳がん検診の受診率を増やす(現状:20.2%) ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談の実施 3回/週	・子宮がん・乳がん検診の受診率を増やす ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談の実施 3回/週	・子宮がん・乳がん検診の受診率を増やす ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談の実施 3回/週	・子宮がん・乳がん検診の受診率を増やす ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談の実施 3回/週	・自分の健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう子宮頸がん検診、及び乳がん検診体制を整備する。 ・更年期の体の変調に対応した専門外来を診療体制に応じて提供する。 ・女性相談事業が維持されている。	4.0	3.3				

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
14	健康課 ・子宮頸がん検診及び乳がん検診の実施 ・受診率向上のため、広報ひのやLINE、受診勧奨はがきで周知	健康課 受診率を増やすことはできなかった。令和5年度より受診勧奨はがきの対象者を拡大し、受診率が向上するよう工夫します。	健康課 受診率向上。
	市立病院	市立病院	市立病院
	令和3年度末まで「女性内科」を設け、更年期周辺世代の女性を対象とした内科として、更年期に起こる様々な症状や体の変化などを内科の視点から診察した。	担当医師の退職に伴い、令和4年度以降「女性内科」としての診察は行っていない。	医師の確保。
	平和と人権課 女性相談・にじいろ相談を実施した。 実施日:第1～4火曜日(夜間)及び水曜日(日中)、第1金曜日(日中) 全91日 相談件数 213件 にじいろ相談 実施日:第3金曜日 相談件数 1件	平和と人権課	事業の周知

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	3.3
5年度	■■■■■
6年度	■■■■■
7年度	■■■■■



I-4-1	共生社会の実現に向けた取組(新規)	担当課	教育指導課・平和と人権課
-------	-------------------	-----	--------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 I 人権が尊重される社会づくり
 施策の 4 多文化共生社会の理解促進と外国人への支援(新規)
 方向性

◇ 学校での多文化理解に関する教育の実施や多文化交流機会の提供など、理解促進に向けた取組を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標					達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
15	多文化理解に関する啓発、国際交流支援(新規)	平和と人権課・教育指導課	学校や地域において、さまざまな国の文化を理解するための学習機会を提供する。 また、講座等啓発事業を通じて、日本人と外国人がともに相互理解を深め、異文化の存在を認め合いながら、地域での住みやすい環境づくりを行う。	・多文化共生版地域懇談会を開催し、日本人と外国人の相互理解の機会をつくる。	・3年度よりもよりテーマを絞った懇談会を開催し、相互理解の深化を推進する。	・多文化共生プロジェクトや支援団体連携会との連携を密にし、市内の多文化共生を推進する。	・多文化共生プロジェクトや支援団体連携会との連携を密にし、市内の多文化共生を推進する。	・多文化共生プロジェクトや支援団体連携会との連携を密にし、市内の多文化共生を推進する。	5.0	4.5								

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
15	平和と人権課 令和4年度は懇談会を2回開催し、第1回は令和3年度に引き続いた「交流」をテーマに、第2回は「防災」をテーマに実施した。	平和と人権課 「防災」をテーマにした懇談会では、外国人が災害を疑似体験し、日野市での防災について説明、理解してもらうという内容の懇談会であったため、相互理解に主軸を置くことができなかった。	平和と人権課 外国人と日本人が日野市で共生していけるような機会を継続して提供していく必要がある。
	教育指導課 各学校、学校2020レガシーで「豊かな国際感覚」の育成を目指した教育活動を実践した。	教育指導課	教育指導課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	4.5
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



I-4-2	外国人が暮らしやすい社会づくり(新規)	担当課	平和と人権課・全庁
-------	---------------------	-----	-----------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 I 人権が尊重される社会づくり
- 施策の 4 多文化共生社会の理解促進と外国人への支援(新規)
- 方向性

◇ 多言語での情報提供や外国語での相談窓口対応など、外国人でも不自由を感じることなく日常生活を送れる環境整備に努めます。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

		<達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった											
		年度ごとの目標					計画終了時の目標						
No.	事業	担当課	内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
16	多言語による情報提供及び相談体制の充実(新規)	平和と人権課・全庁	窓口での行政サービスについて、外国人が適切な支援が受けられるよう、母国語や、やさしい日本語などによる情報提供を行い、また生活や行政手続きなどでの困難を解消するために相談体制の充実を図る。	・制度案内の翻訳事業を継続する。また4年度以降相談窓口の常設化に向けての準備を進める。	・相談窓口を常設化し、庁内におけるやさしい日本語の認知度を上げるための研修などを実施する。	・やさしい日本語の研修を毎年度行うよう体制を整える。	・やさしい日本語の研修を毎年度行うよう体制を整える。	・やさしい日本語の研修を毎年度行うよう体制を整える。	5.0	4.0			

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
16	平和と人権課 令和4年度は懇談会を2回開催し、第1回は令和3年度に引き続いた「交流」をテーマに、第2回は「防災」をテーマに実施した。	平和と人権課 「防災」をテーマにした懇談会では、外国人が災害を疑似体験し、日野市での防災について説明、理解してもらうという内容の懇談会であったため、相互理解に軸を置くことができなかった。	平和と人権課 外国人と日本人が日野市で共生していけるような機会を継続して提供していく必要がある。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	4.0
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



II-1-1 ★重点施策	配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化	担当課	子ども家庭支援センター・関連部署・平和と人権課
--------------	------------------------	-----	-------------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 II あらゆる暴力の根絶を目指す<日野市配偶者暴力対策基本計画>
 施策の 1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援
 方向性

- ◇ DVを根絶するためには、配偶者からの暴力の本質を社会全体が理解し暴力を否定する気運の醸成が必要です。「女性に対する暴力をなくす運動期間」、「男女共同参画週間」、「人権週間」などに合わせてDVの背景・メカニズム、その影響について市民へ啓発を行い、DVの予防・防止に努めます。関連機関には適切な情報提供をし連携を強化します。また、被害者一人ひとりの状況に応じた相談を行います。
- ◇ DVの防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、近隣自治体とともに検討していきます。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
				<達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった										
17	DVの未然防止と早期発見のための啓発	平和と人権課	加害者の自覚と被害者の気づきを促す啓発事業を実施する。啓発誌、パネル展、講演会などにより、DV防止や早期発見のための周知を行うとともに、関連機関に情報提供し、連携を強化する。	・講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制について再認識する。	・講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制について再認識する。	・講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制について再認識する。	・講座・講演会・パネル展の実施及び関係機関との連携体制を強化する。	・啓発により、DVが未然に防止され、DVから逃れる人が増えている。	4.0	4.0				
18	児童虐待への対応と防止に関する取組(新規)	子ども家庭支援センター	相談体制の強化や関係機関との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。虐待の身を早期に摘む取組や再発防止のための見守り等を行う。毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民へさまざまな啓発活動に取り組む。	・関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。 ・市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	・関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。 ・市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	・関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。 ・市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	・関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。 ・市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	・関係各課各機関との支援体制を強化しスムーズな支援を行う。 ・市民へ児童虐待防止のための様々な啓発を行う。	5.0	5.0				
19	一人ひとりの状況に応じた相談の実施	関連部署・平和と人権課	女性相談、関連部署への相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施する。	・相談者の状況をよく聞き取り、相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、関連機関と連携を図り支援していく。 ・女性相談の実施 3回/週	・相談者の状況をよく聞き取り、相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、関連機関と連携を図り支援していく。 ・女性相談の実施 3回/週	・相談者の状況をよく聞き取り、相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、関連機関と連携を図り支援していく。 ・女性相談の実施 3回/週	・相談者の状況をよく聞き取り、相談者の意向に沿えるよう、制度や関係機関の紹介をおこなうとともに、関連機関と連携を図り支援していく。 ・女性相談の実施 3回/週	・相談の中で必要な支援を洗い出し、丁寧な合意形成を得ながら、関係機関と連携した支援が展開できている。	4.5	4.5				

II-1-1 ★重点施策	配偶者等からの暴力(DV)の防止・対応の強化	担当課	子ども家庭支援センター・関連部署・平和と人権課
--------------	------------------------	-----	-------------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
17	平和と人権課 DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間～」を実施。(偶数月第3土曜日、全6回実施、参加者63名) 女性に対する暴力をなくす運動の期間に、DV防止啓発パネル展(STOP The DVパネル展)を実施。(R4年11月12日～11月25日) デートDV出張講座を市内中学校全8校で実施。 必要に応じて、庁内部署と連携し、支援が必要な方の情報共有を行った。	平和と人権課	平和と人権課
18	子ども家庭支援センター 児童虐待防止推進月間(11月)において講演会やオレンジリボンキャンペーン等、様々な啓発活動に取り組んだ。児童虐待防止啓発動画の配信と市内小学校の4年生を対象に、全17校のうち、令和3年度に実施した5校を除く残りの12校について出前授業を実施した。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター 児童虐待防止推進月間の周知啓発活動についてより効率的、効果的な方法を検討する。市内小学校の4年生を対象とした児童虐待に関する出前授業を全17校で実施する。
19	平和と人権課 女性相談をすることで、DV、就労支援など、本人のお悩みに即した相談を実施することができた。相談の内訳、稼働率を分析し、相談枠を確保した。相談内容については、別途分析した。 実施日:第1～4火曜日(夜間)及び水曜日(日中)、第1金曜日(日中) 全91日 相談件数213件	平和と人権課	平和と人権課
	関連部署 相談者に応じて課題の整理、情報提供等を工夫し、必要な支援に繋がれるよう丁寧な対応に努めた。関係機関とも必要に応じて連携した支援を実施できている。	関連部署 なし	関連部署 避難が必要と判断されるケースでも相談者の生活環境や精神面の状態などにより避難に繋がらないケースがある。また、相談者の中には配偶者(パートナー)からの暴力以外にも問題を抱えていることも多く、適切に関係機関に繋ぐための相談員のスキル向上が必要。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.5
4年度	4.5
5年度	#DIV0!
6年度	#DIV0!
7年度	



本部評価委員 コメント

<ul style="list-style-type: none"> ・DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間～」を通じて、DV加害者・被害者に双方に「気づき」の機会や社会的・精神的な成長の機会が増えるように広く周知・啓発を引き続き行っていただきたい。 ・市内全中学校に実施した「デートDV出張講座」は今後もぜひ取り組んでほしい。若年層に「人権とは何か」という切り口から、DVや性犯罪の加害・被害防止について知る大変重要な機会であり、意義も大きい。 ・児童虐待防止推進月間(11月)において講演会やオレンジリボンキャンペーン等、様々な啓発活動に取り組んだことは評価できる。今後も取り組みを続けてほしい。 ・様々な相談部署や市の窓口からDVの兆候を察知し、適切な支援に繋がるよう、今後も引き続き注力をお願いしたい。 ・新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着いた後でも、在宅勤務などの仕事スタイルの一部では定着したといわれている。今後も家庭でのモラハラや面談DVなどの問題について、相談者に寄り添って引き続き支援を行い、ニーズに合わせた啓発活動をお願いしたい。

5.施策の評価(市民評価)

市民評価委員 コメント

<ul style="list-style-type: none"> ・(No.17)DVに関しては共依存など、依存症的な側面があり、ある種の治療が求められるものと理解しています。その点においては、啓蒙啓発にとどまらず、また相談にとどまらず、回復プログラムのものを関連するNPOや病院、弁護士などと具体的に連携していくことが必要のように思います。 ・(No.17)DVについての取り組みは、まさに人権問題についての取り組みです。DVは暴力だけでなく、経済的や精神的、社会的なものなど、相手の行動に異を唱えられない関係すべてがDVに値するという周知を、今後も続けて欲しいと思います。 ・(No.17)講演会には行きたくても行けない事情を抱えた人もいると思われるので、講座を動画化して、アーカイブ配信をしていただきたい。 ・(No.18)令和4年度は市内の私立認可保育園「吹上多摩平保育園」での虐待行為が明るみになり、保育士が逮捕され、その後、東京都の改善勧告に至っています。虐待の芽を早期に摘む取組や再発防止の対応が十分であったのか、事業の達成状況を5.0と評価してよいか、疑問に感じます。 ・(No.18)出前で授業を行った際、より効果的な方法などを検討して啓発に取り組めるよう、アンケート等評価できる枠組みを作って示してほしい。 ・(No.19)「女性相談をする」とありますが、男性のDV被害も増加傾向にあることがわかっているので、相談窓口などを設置していただきたい。 ・(No.19)相談件数などが示されているが、これが多いのか少ないのか尺度がないので目標値に対してどうだったのか、これを減らしていきたいのか増やしていきたいのか課題が見えない。次にどうするかを現在の評価とともに示してほしい。 ・(No.19)事業で得た気づきをもとに、全体の啓発活動に必要な施策を見直してほしい。 ・(施策全体)年度ごとの目標達成ができていとされる部分が多いが、それに対して次の年度に向けたステップアップの為の目標設定が具体的に設定されていないので記載してほしい。 ・(施策全体)市民の意識を啓発している事業に対して具体的な指標と課題設定が見えてこないのが実際に高まっているかどうか客観的にわからない。実際に行ったことに対してどう評価できるのかを示してほしい。
--

第4次日野市男女平等行動計画評価シート

II-1-2	配偶者等からの暴力(DV)被害者の安全確保と自立への支援	担当課	関係部署・平和と人権課
--------	------------------------------	-----	-------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 II あらゆる暴力の根絶を目指す<日野市配偶者暴力対策基本計画>
 施策の 1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援
 方向性

◇ 被害者の状況に応じて、保護、生活や就業等の自立支援、情報提供等を実施します。緊急の場合にも的確に被害者の安全を確保するため、警察、医療機関、地域の支援者など幅広い関係者と連携します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
20	被害者の安全確保に向けた支援	関係部署・平和と人権課	緊急一時保護の実施。警察、民間支援団体等関連機関との連携を強化しすみやかに被害者を保護する。民間支援団体の活動状況を把握し、財政的な面も含め適切で効果的な支援を行う。	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・被害者に緊急一時保護の必要性や関係機関との連携について十分な説明を行い、被害者の意向を尊重したうえで、すみやかに保護をおこなう	・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持 ・避難の必要な被害者が、納得の上ですみやかに一時保護を利用できている。	4.5	4.5				
21	被害者の回復(自立)支援	関連部署・平和と人権課	被害者の回復(自立)のため、住居・生活・就労などについて各制度を活用し、総合的に支援を行う。	・被害者の状況の聞き取りを慎重に行い、世帯の課題を検証して、被害者世帯の自立の為に、様々な資源を提供し、丁寧に繋いでいく。 ・最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供を行う。	・被害者の状況の聞き取りを慎重に行い、世帯の課題を検証して、被害者世帯の自立の為に、様々な資源を提供し、丁寧に繋いでいく。 ・最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供を行う。	・被害者の状況の聞き取りを慎重に行い、世帯の課題を検証して、被害者世帯の自立の為に、様々な資源を提供し、丁寧に繋いでいく。 ・最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供を行う。	・被害者の状況の聞き取りを慎重に行い、世帯の課題を検証して、被害者世帯の自立の為に、様々な資源を提供し、丁寧に繋いでいく。 ・最新の支援情報の知識を得るために、相談員を積極的に研修に参加させる。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供を行う。	・各制度の情報提供が適切に行われ、総合的に被害者の回復(自立)に向けた支援がなされている。 ・女性相談員や関係部署と連携しやすいように体制を維持。 ・必要に応じて適切な情報提供がされる。	4.0	4.0				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
20	関連部署 令和4年度の一時的保護件数:5件 すみやかに被害者を保護し、本人の意向を尊重し、自立に向けた支援を進めることができた。その中で、保護に繋がる体制基盤となる都や協定施設、繋ぎ先の施設等、関連機関としっかり連携できた。	関連部署 なし。	被害者が抱える個別の事情や課題に応じた丁寧な対応が必要。一時保護施設を退所した後の安全な住居の確保が難しいケースがある。
	平和と人権課 女性相談員と支援担当部署との情報交換会を実施。	平和と人権課	
21	関連部署 被害者の意思を尊重しながら、今後の自立に向けた活用できる資源を丁寧に説明し、一緒に考えながら、個々の状況に合わせた支援を行うことができた。	関連部署 なし。	避難先での生活の立て直しにあたっては馴染みのない場所での再スタートとなること等から丁寧な関わりが必要。
	平和と人権課 「女性相談」を実施した。(実施日:第1～4火曜日(夜間)・水曜日、第1金曜日(全103日)女性相談件数:247件。 傾聴や相談内容に応じた関係機関などの情報提供を行った。女性相談員に、最新の支援情報を得るために研修に参加してもらった。 DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間～」を実施(偶数月第3土曜日実施:参加者63人)。回復のためのプロセスや心の傷を皆と共有したり、被害者に寄り添った支援ができた。	平和と人権課	

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.3
4年度	4.3
5年度	#DIV/0!
6年度	
7年度	



第4次日野市男女平等行動計画評価シート

II-1-3	市の体制整備と連携強化	担当課	関係部署・平和と人権課
--------	-------------	-----	-------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 II あらゆる暴力の根絶を目指す<日野市配偶者暴力対策基本計画>
 施策の 1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援
 方向性

◇ DV被害者の相談から自立まで、中長期的に切れ目のない支援をしていくために、情報管理や対応マニュアルの活用を含めた市の体制整備をします。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
22	情報管理の徹底	関係部署・平和と人権課	被害者が安全で安心して生活できるよう情報管理を徹底する。	・庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 ・被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。 ・女性相談事業における個人情報適切な管理体制の維持。	・庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 ・被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。 ・女性相談事業における個人情報適切な管理体制の維持。	・庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 ・被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。 ・女性相談事業における個人情報適切な管理体制の維持。	・庁内担当者連絡会を開催し、情報管理の徹底を図る。 ・被害者についての情報は、必要最小限の情報のみしっかりと共有していく。 ・女性相談事業における個人情報適切な管理体制の維持。	・個人情報の適切な管理体制の維持。	情報漏洩 0件	5.0	5.0			
23	DV対応マニュアルの見直しと活用	関係部署・平和と人権課	DV被害者に対し、二次被害を出さないようするため、庁内におけるDV対応マニュアルを必要に応じて見直す。	・DV対応マニュアルの必要に応じ見直し周知する。 ・庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。 ・見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持。	・DV対応マニュアルの必要に応じ見直し周知する。 ・庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。 ・見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持。	・DV対応マニュアルの必要に応じ見直し周知する。 ・庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。 ・見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持。	・DV対応マニュアルの必要に応じ見直し周知する。 ・庁内における支援担当者の意見や、最新のDV支援の情報などを見ながら必要に応じて見直しを図る。 ・見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持。	・DV対応マニュアル見直しの際に女性相談員が関係部署と連携しやすいような体制を維持。	DV被害者の二次被害 0件	4.5	4.5			
24	関連窓口を含む職員等の研修の実施	平和と人権課	関連窓口を含む職員等に対して、DVのさまざまなテーマに応じた研修を行う。	・DV対応マニュアルを必要に応じ見直し周知する。	・DV対応マニュアルを必要に応じ見直し周知する。	・DV対応マニュアルを必要に応じ見直し周知する。	・DV対応マニュアルを必要に応じ見直し周知する。	・職員が正しい知識を習得し、適切に対応ができています。		4.0	5.0			
25	各種関連窓口間の連携強化	平和と人権課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を定期的に開催し、情報交換を行い、縦割り行政の弊害をなくすよう連携を強化する。また、必要に応じて関連機関を含めた連絡会を開催する。	・職員研修及び連絡会の実施	・職員研修及び連絡会の実施	・職員研修及び連絡会の実施	・職員研修及び連絡会の実施	・連絡会の開催により、適切な対応ができています。		5.0	5.0			

II-1-3	市の体制整備と連携強化	担当課	関係部署・平和と人権課
--------	-------------	-----	-------------

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
22	関連部署 被害者の安全・安心を最優先にし、必要最小限の情報提供を行った。	関連部署 なし。	関連部署 被害者の個人情報や状況を関係機関と連携し、情報提供したことを管理する必要がある。
	平和と人権課 女性相談事業における個人情報の適切な管理体制を維持している	平和と人権課	平和と人権課 引き続き、DV被害者の安全確保および自立に向け情報提供を続ける。
23	関連部署 DV対応マニュアルの見直しを行い、DV被害者支援担当者研修にて周知した。	関連部署 なし。	関連部署 各部署のDV被害者支援担当者が異動により数年で変更になるため、マニュアルの運用徹底が難しい。
	平和と人権課 年に一度意見交換を行い、女性相談員が関係部署と連携し易いように体制を維持している。	平和と人権課	平和と人権課 引き続き、DV被害者の安全確保および自立に向け情報提供を続ける。
24	平和と人権課 令和4年6月29日～7月20日に動画にて、配偶者暴力被害者支援担当者研修会を実施し、被害者支援のための庁内連携方法等について再認識を図った。	平和と人権課	平和と人権課 引き続き、DV被害者の安全確保および自立に向け情報提供を続ける。
25	平和と人権課 令和4年6月29日～7月20日に動画にて、配偶者暴力被害者支援担当者研修会(被害者支援に関する知識を再認識し、庁内における連携体制の強化を図ることを目的とした連絡会)を実施した。配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を画面開催し、当事者支援のための庁内連携方法について再認識を図った。	平和と人権課	平和と人権課 引き続き、DV被害者の安全確保および自立に向けた庁内研修及び連絡会を通して情報提供を続ける。

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.6
4年度	4.9
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



第4次日野市男女平等行動計画評価シート

<p>II-2-1 ★重点施策</p>	<p>性犯罪・性暴力(※1)の防止に向けた意識啓発の強化(新規)</p>	<p>担当課</p>	<p>教育指導課・セーフティネットコールセンター・平和と人権課</p>
---------------------	--------------------------------------	------------	-------------------------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 II あらゆる暴力の根絶を目指す<日野市配偶者暴力対策基本計画>
 施策の 2 性犯罪・性暴力の防止(新規)
 方向性

- ◇ 若年層に対して、デートDV(※2)やリベンジポルノ(※3)、JKビジネス(※4)等の暴力被害を防止するため、正しい知識や情報提供による意識啓発を行います。
- ◇ 被害にあった場合に相談しやすい窓口等の設置とワンストップ支援センターなどの相談機関の周知の徹底や、その他の情報提供を合わせて行います。

※1 ドメスティック・バイオレンス、強姦、強制わいせつ、子どもへの性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引等といった性に基づく暴力行為。また本人の望まないすべての性的な意味合いを持った行為で、性的な画像を見せることや、言葉による嫌がらせも含まれます。
 ※2 デートDV:結婚していない男女間における身体的、精神的、性的並びに経済的暴力のこと。
 ※3 リベンジポルノ:本人の同意を得ずに、元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいいます。
 ※4 JKビジネス:女子高生などの児童を対象とし、性を売り物としたサービスを提供させるもの。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
26	若年層に向けた意識啓発(新規)	セーフティネットコールセンター・平和と人権課	ストーカー、性犯罪・性暴力等の防止に関する啓発を行う。警察と連携し、近隣の大学等へストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDV等の防止に関する出張講座を開催する。	・ストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの防止に関して、ホームページに掲載し、SNSで啓発。日野警察と連携し近隣の大学等へ出張講座を開催する。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・ストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの防止に関して、ホームページに掲載し、SNSで啓発。日野警察と連携し近隣の大学等へ出張講座を開催する。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・ストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの防止に関して、ホームページに掲載し、SNSで啓発。日野警察と連携し近隣の大学等へ出張講座を開催する。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・ストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの防止に関して、ホームページに掲載し、SNSで啓発。日野警察と連携し近隣の大学等へ出張講座を開催する。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・啓発及び講座の効果によるストーカー、性犯罪・性暴力及びデートDVの絶対数の減少。 ・若年層の性犯罪・性暴力防止に対する意識が高まっている。	3.0	4.0				
27	学校等における教育や啓発の内容の充実(新規)	教育指導課・平和と人権課	性犯罪・性暴力被害予防に向けたリーフレット等の資料を活用し、保護者や地域の意識を高める。そのうえで学校は、保護者、地域の理解を得ながら予防教育を推進していく。学校へのデートDV出張講座や情報提供等を行う。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・市内中学校へデートDV出張講座を実施する。	・学習指導要領に基づいた教育活動を推進する。関係諸機関と連携し、発達段階に沿った学びの場を設けていく。 ・若年層の性犯罪・性暴力防止に対する意識が高まっている。	4.5	4.0				

Ⅱ-2-1 ★重点施策	性犯罪・性暴力(※1)の防止に向けた意識啓発の強化(新規)	担当課	教育指導課・セーフティネットコールセンター・平和と人権課
-------------	-------------------------------	-----	------------------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
26	セーフティネットコールセンター ホームページにて被害にあわれた方への情報やセルフケアの方法を発信、SNSによる啓発をした。	セーフティネットコールセンター 新型コロナウイルスの影響により、高校・大学での啓発等が中止となった。	セーフティネットコールセンター 高校・大学への啓発ができるように働きかける。
	平和と人権課 市内中学校の3年生1,368人を対象に弁護士を講師としたデートDV出張講座を実施し、DVの被害者にも加害者にもならないための意識啓発を行うことができた。女性に対する暴力をなくす運動の期間に、DV防止啓発パネル展(STOP The DVパネル展)を実施、啓発に努めた。(令和4年11月12日～11月25日)	平和と人権課	平和と人権課
	平和と人権課 市内中学校の3年生1,368人を対象に弁護士を講師としたデートDV出張講座を実施し、DVの被害者にも加害者にもならないための意識啓発を行うことができた。女性に対する暴力をなくす運動の期間に、DV防止啓発パネル展(STOP The DVパネル展)を実施、啓発に努めた。(令和4年11月12日～11月25日)	平和と人権課	平和と人権課
27	教育指導課 性犯罪・性暴力被害予防に向けた東京都からの通知を各学校に周知した。中学校8校が、3年生を対象にデートDV出張講座の授業を実施した。	教育指導課	教育指導課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	3.8
4年度	4.0
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



本部評価委員 コメント

- ・性犯罪・性暴力の防止のためには、若年層のうちから意識啓発をすることが重要である。若年層に意識啓発につながる機会が増えるような広報活動を続けてほしい。
- ・中学3年生を対象に実施した「デートDV出張講座」は、若年層のうちに「人権とは何か」という視点から、DVや性犯罪の加害・被害防止について知る大変重要な機会である。また、市内中学校の全てを対象としていることも意義が大きく、今後も継続していただきたい。
- ・若年層が安易な好奇心から性犯罪や性暴力に巻き込まれないよう、今後も環境の変化に合わせた自身の身を守る啓発や最新の情報提供をお願いしたい。
- ・「デートDV出張講座」を市内の全中学校に実施し、都内でも先駆けていることは高く評価している。DV防止啓発パネル展(STOP The DVパネル展)と合わせて、今後も啓発活動に取り組んでほしい。
- ・人権という観点から、若年層が暴力の被害者にも加害者にもならないような取り組みを、ぜひ今後も続けてほしい。

5.施策の評価(市民評価)

市民評価委員 コメント

- ・(No.26)デートDVには「パートナーにばかりお金を払わせる」といった経済的DVも含まれていると理解しています。そのため、デートDVを性暴力・性犯罪のみと直結するような取り組みには若干違和感を覚えます。もちろんデートDVには望まない性交と言った性暴力が含まれることも承知していますが、デートDVはそれが全てではありませんので、まずは施策を考える側や評価する側がデートDV及び性暴力についての理解を深めることが必要という印象です。
- ・(No.27)全中学校での「デートDV出張講座」は今後も続けて欲しいと思います。またその内容についてですが、加害者と被害者が男女のどちらかに偏らないものが望ましいと考えています。
- ・(No.27)デートDVの講座が中学校でしか行われていないが、高校でも実施する必要があると思われる。予算面で困難であれば、リーフレットを配布していただきたい。
- ・(No.27)市内中学校への出張講座が実現できているのであれば、まもなく成人になる高校生や成人になったばかりの大学生に対しても出張講座を実現してほしいです。
- ・(施策全体)年度ごとの目標達成ができていとされる部分が多いが、それに対して次の年度に向けたステップアップの為の目標設定が具体的に設定されていない。
- ・(施策全体)市民の意識を啓発している事業に対して具体的な指標と課題設定が見えてこないで実際に高まっているかどうか客観的にわからない。来場者などでもよいので実際に行ったことに対してどう評価できるのが指標を示してほしい。

II-2-2	被害者への支援	担当課	セーフティネットコールセンター・子ども家庭支援センター・平和と人権課
--------	---------	-----	------------------------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 II あらゆる暴力の根絶を目指す<日野市配偶者暴力対策基本計画>
 施策の 2 性犯罪・性暴力の防止(新規)
 方向性
- ◇ 医療機関等と連携した支援を図るとともに専門の支援機関等の紹介を行います。
 - ◇ 学校での相談機会の提供や若年層が利用しやすい相談方法を検討します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
				<達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった										
28	関係機関との連携による被害者支援(新規)	セーフティネットコールセンター・子ども家庭支援センター	警察や東京都区性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のところに寄り添いながら、迅速な対応を行う。	警察、性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のところに寄り添いながら迅速な対応を行う	警察、性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のところに寄り添いながら迅速な対応を行う	警察、性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のところに寄り添いながら迅速な対応を行う	警察、性暴力被害者ワンストップ支援センター等との連携を図り、被害者のところに寄り添いながら迅速な対応を行う	連携の強化によりスピード感のある対応を構築する	5.0	5.0				
29	相談窓口等の周知と情報提供(新規)	セーフティネットコールセンター・子ども家庭支援センター・平和と人権課	相談窓口等の周知や情報提供を図り、連携体制を整える。	ホームページ、SNSによって、相談窓口や、被害にあわれた方への対処方法などを周知する。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。	ホームページ、SNSによって、相談窓口や、被害にあわれた方への対処方法などを周知する。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。	ホームページ、SNSによって、相談窓口や、被害にあわれた方への対処方法などを周知する。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。	ホームページ、SNSによって、相談窓口や、被害にあわれた方への対処方法などを周知する。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。	周知内容及び媒体・手段の充実により広く浸透させる。 ・相談窓口の周知を強化し、性虐待については児童相談所等の関係機関と連携し迅速な支援をする。 ・女性相談事業の周知を適切に行い、相談事業体制を維持する。	4.7	4.3				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
28	セーフティネットコールセンター 東京都人権部と犯罪被害者支援センターから、性被害にあわれた日野市民に関する相談があり、ご家族の心に寄り添いながら手続き等の支援をすることができた。(相談件数のパ2件)	セーフティネットコールセンター なし。	セーフティネットコールセンター 性被害にあわれた方への支援向上のために、支援方法について情報収集しわかりやすく整理する。
	子ども家庭支援センター 性虐待が疑われた時は、速やかに児童相談所と連携し、支援を行った。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター 引き続き関係機関と連携し、対象者に寄り添い迅速な支援や対応を行う。
29	セーフティネットコールセンター 相談窓口の周知について、定期的に日野市ホームページを更新したり、SNS等による啓発をしているが、11月の犯罪被害者週間には、広報ひのに掲載するなどさらに周知を強化した。	セーフティネットコールセンター 産業まつりでリーフレット「犯罪にあわれた方へ」を配布していたが、コロナ禍のため、まつりが中止になり、配布できなかった。	セーフティネットコールセンター 更なる周知の方法を検討する。 産業まつりへの参加を検討する。
	子ども家庭支援センター 性虐待が疑われた時は、速やかに児童相談所と連携し、支援を行った。児童虐待防止啓発動画の配信と市内小学校の4年生を対象に、全17校のうち、令和3年度に実施した5校を除く残りの12校について出前授業を実施、相談窓口を周知した。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター 引き続き関係機関と連携し、対象者に寄り添い迅速な支援や対応を行うとともに、市内小学校で児童虐待に関する出前授業を実施し、相談窓口を周知していく。
	平和と人権課 広報、ホームページ、リーフレットなどで「女性相談」や「人権身の上相談」、令和4年度からの新事業として「にじいろ相談」の相談窓口の周知を行った。 また、女性相談員と他部署職員との意見交換をする機会を設けて情報交換をした。 令和4年6月29日～7月20日に動画にて、配偶者暴力被害者支援担当者研修会(被害者支援に関する知識を再認識し、庁内における連携体制の強化を図ることを目的とした連絡会)を実施した。当事者支援のための庁内連携方法について再認識を図った。	平和と人権課	平和と人権課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.8
4年度	4.7
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



II-3-1	暴力・ハラスメントに対する防止・対応の充実	担当課	教育指導課・職員課・平和と人権課
--------	-----------------------	-----	------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 II あらゆる暴力の根絶を目指す<日野市配偶者暴力対策基本計画>
 施策の 3 さまざまな暴力・ハラスメントの防止
 方向性

◇ 地域や学校、職場においてセクシュアル・ハラスメントをはじめさまざまなハラスメントやいじめなどすべての暴力を防止するために情報提供や意識啓発を進めるとともに、被害者への相談を実施します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
30	セクハラ・パワハラ等に関する啓発と情報提供	職員課・平和と人権課	さまざまなハラスメント防止に向けて啓発・情報提供を行う。	・一般職員向け及びハラスメント苦情相談員向け研修を実施する。 ・適切な情報提供を随時行う。	・一般職員向け及びハラスメント苦情相談員向け研修を実施する。 ・適切な情報提供を随時行う。	・一般職員向け及びハラスメント苦情相談員向け研修を実施する。 ・適切な情報提供を随時行う。	・一般職員向け及びハラスメント苦情相談員向け研修を実施する。 ・適切な情報提供を随時行う。	・職員一人ひとりがハラスメントについて正しく理解する。 ・正しい情報提供により、ハラスメントに関する理解が深まっている。	4.0	4.5				
31	男女平等を阻む暴力や人権侵害に関する啓発、学校等における教育の実施	教育指導課	学校において、暴力根絶をめざした社会の形成に向けた教育を実施する。	・言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ	・言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ	・言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ	・言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ	・言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ	5.0	5.0				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
30	職員課 ・令和4年4月外部相談窓口の周知 ・令和4年10月19日ハラスメント苦情相談員研修実施 ・令和5年1月19日～2月3日ハラスメント防止対策研修(全職員向け)実施 ・掲示板にてハラスメント事例紹介(3回)	職員課 なし。	令和4年度にもハラスメント事案が発生した。職員への意識啓発が引き続き必要。
	平和と人権課 女性に対する暴力をなくす運動、男女共同参画週間等パネル展を実施する事で、啓発を行った。東京都や他自治体の啓発事業の告知を行い、情報提供を行った。 ハラスメントの相談先として「女性相談」や「人権の上相談」を広報・ホームページ等で情報提供した。	平和と人権課	
31	教育指導課 言語活動を充実させ、自分の気持ちや考えを相手に伝えるスキルを高めるとともに、道徳の授業をかなめとして子供の豊かな情操をはぐくむ教育活動を実施した。	教育指導課	

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.5
4年度	4.8
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



II-3-2	被害者への支援(新規)	担当課	関連部署・平和と人権課
--------	-------------	-----	-------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 II あらゆる暴力の根絶を目指す<日野市配偶者暴力対策基本計画>
 施策の 3 さまざまな暴力・ハラスメントの防止
 方向性

◇ 相談窓口の周知や情報提供を図り一人ひとりの状況に応じた相談を実施していきます。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
				5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった											
32	被害者に対する相談の実施	関連部署・平和と人権課	女性相談等、被害者のための相談機能を充実させる。	・女性相談の実施(2回/週) ・被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口につながるよう、関係機関との連携を密にする。情報共有を図る。 ・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持	・女性相談の実施(2回/週) ・被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口につながるよう、関係機関との連携を密にする。情報共有を図る。 ・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持	・女性相談の実施(2回/週) ・被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口につながるよう、関係機関との連携を密にする。情報共有を図る。 ・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持	・女性相談の実施(2回/週) ・被害者が早期に相談や支援をおこなう窓口につながるよう、関係機関との連携を密にする。情報共有を図る。 ・女性相談員が関係部署と連携しやすいように体制を維持	女性相談の継続実施により、避難の必要な被害者が適切な支援に繋がっている。	5.0	5.0					

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
32	<p>関連部署 被害者が早期に相談や支援窓口につながるよう、関係機関との連携を密にする。情報共有を図った。</p> <p>平和と人権課 「女性相談」を実施した。(実績:第1～4火曜日(夜間)・水曜日、第1金曜日(全103日)女性相談件数:247件。傾聴や相談内容に応じた関係機関などの情報提供を行った。)</p> <p>DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間～」を実施(偶数月第3土曜日実施:参加者63人)。回復の為のプロセスや心の傷を皆と共有したり、被害者に寄り添った支援ができた。</p>	<p>関連部署 なし。</p> <p>平和と人権課 なし。</p>	<p>関連部署 なし。</p> <p>平和と人権課 なし。</p>

4.施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	5.0
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#####



Ⅲ-1-1	ワーク・ライフ・バランス(※)の推進	担当課	産業振興課・平和と人権課
-------	--------------------	-----	--------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でもともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 1 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備
 方向性

◇ 男女がともに、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな生活を両立できている社会の実現と、健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスに対する社会的気運を醸成する啓発を行います。

※ 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
				達成状況の評価					5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった						
33	ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供	産業振興課・平和と人権課	市民に対し、情報誌などにより、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する啓発、情報提供を行う。	・関係団体と共催し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー 1回/年 ・随時情報提供 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・関係団体と共催し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー 1回/年 ・随時情報提供 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・関係団体と共催し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー 1回/年 ・随時情報提供 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・関係団体と共催し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー 1回/年 ・随時情報提供 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・随時情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの啓発がされている。	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉も内容も知っている人の割合が41.4%より増加している。	4.5	4.5				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
33	産業振興課 東京しごとセンターと連携し、シニア世代向けのワーキングセミナーを2回実施。	産業振興課	産業振興課
	平和と人権課	平和と人権課	ワーク・ライフ・バランスの啓発。 平和と人権課
	明星大学・実践女子大学と連携し企業等(3企業、1団体)に対してワーク・ライフ・バランスに関するインタビュー調査を男女平等推進センター情報誌「ふらっと」やHPで掲載し、市民に対し情報提供と啓発を行った。		

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.5
4年度	4.5
5年度	
6年度	#DIV/0!
7年度	#####



Ⅲ-1-2	女性へのライフステージを通じた就業支援	担当課	産業振興課・平和と人権課
-------	---------------------	-----	--------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でもともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 1 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備
 方向性

◇ 女性の働き方は、結婚や妊娠・出産などのライフステージが変化することにより影響を受けます。今は就労を中断しているがいつか働きたいと考えている女性に対し、ライフスタイルに合わせて就労の選択ができるよう、家庭内のできる仕事、短時間の勤務及び起業などに関する情報提供を行います。また、就労の中断期間を生かした再就職へのキャリアアップづくりを支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
34	女性の就職支援及びキャリア相談の実施	産業振興課・平和と人権課	ハローワーク等と連携し、再就職を支援する講座等を実施する。 女性の資格取得や職能開発などに関する情報提供を行う。	・ハローワークと共催の就職支援セミナー2回/年 ・ナイスワーク高幡と共催のパートタイムセミナーを年2回開催 ・再就職支援講座の実施。 ・適切な情報提供を随時行う。	・ハローワークと共催の就職支援セミナー2回/年 ・ナイスワーク高幡と共催のパートタイムセミナーを年2回開催 ・再就職支援講座の実施。 ・適切な情報提供を随時行う。	・ハローワークと共催の就職支援セミナー2回/年 ・ナイスワーク高幡と共催のパートタイムセミナーを年2回開催 ・再就職支援講座の実施。 ・適切な情報提供を随時行う。	・ハローワークと共催の就職支援セミナー2回/年 ・ナイスワーク高幡と共催のパートタイムセミナーを年2回開催 ・再就職支援講座の実施。 ・適切な情報提供を随時行う。	・随時適切な情報提供を行うほか、講座等の実施により、女性の再就職に向けた支援が推進されている。 ・再就職支援講座の実施。	・パートタイム就職支援セミナー2回以上/年開催 ハローワークと共催の再就職支援講座2回/年開催	4.0	4.5			
35	女性の再就職及び創業支援	産業振興課・平和と人権課	多摩平の森産業連携センター(Plant)等を活用し、女性の創業支援のための講座等を実施する。 また、創業に活用できる融資制度等に関する情報提供を行う。	・随時適切な情報提供 ・女性にも配慮した創業セミナー等、2回以上/年開催	・随時適切な情報提供 ・女性にも配慮した創業セミナー等、2回以上/年開催	・随時適切な情報提供 ・女性にも配慮した創業セミナー等、2回以上/年開催	・随時適切な情報提供 ・女性にも配慮した創業セミナー等、2回以上/年開催	・講座等の実施により、女性の創業に向けた支援が推進されている。融資制度については、HPや窓口等で随時適切な情報発信がされている。	・女性にも配慮した創業セミナー等2回以上/年開催	4.5	4.5			

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
34	産業振興課 就職支援セミナーの実施 2回 パートタイムセミナーの実施 1回 セミナー等の周知を広報ひのに掲載	産業振興課 ナイスワーク高幡(ハローワーク八王子)の意向により、パートタイムセミナーの開催が1回になった。	産業振興課 アフターコロナにおけるセミナーや説明会の参加人数回復。
	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
35	東京しごとセンター多摩共催事業として令和5年2月27日に「女性のための再就職支援セミナー&個別相談会」を実施。 ハローワーク八王子マザーズコーナー共催事業として令和4年9月27日～29日と令和5年2月1日～3日で「仕事と子育てを両立したい方のためのパソコン講習」を2回実施。 ハローワーク八王子・八王子市共催事業として、令和5年2月15日に「日野・八王子しごとと子育てを両立支援就職面接会」を実施。 内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。	産業振興課 施設・融資制度の更なる活用の推進。	産業振興課 創業者の融資制度利用促進。
	平和と人権課 常設の配架エリアやパネル展等の配架エリアに東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。 また、外部からの講座等で関係ある有益なものについては関係他部署に情報提供を行い、共有を図った。	平和と人権課	平和と人権課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.3
4年度	4.5
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-1-3	女性の参画推進による農業活性化	担当課	都市農業振興課
-------	-----------------	-----	---------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でもに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 1 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備
 方向性

◇ 市内の女性農業者団体による加工品の開発や商品化などの活動を支援するとともに、関連団体や消費者等との連携を図りながら、女性農業者の情報交換や仲間づくりの活動支援を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
				達成状況の評価					達成状況					
36	女性の視点を生かした農業活性化への支援	都市農業振興課	地域農業の活性化を図るため、農産物加工・販売などの新たな事業への取組を支援する。	・女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・新規農産物加工品等の開発に向けた体制作り	・女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・既存農産物加工品の販路拡大 ・新規農産物加工品等の開発	・女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・既存農産物加工品の販路拡大 ・新規農産物加工品等の試作実施	・女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・既存農産物加工品の販路拡大 ・新規農産物加工品等の決定	・女性農業者の団体「みちくさ会」に対して以下を支援をする。 ・既存農産物加工品の販路拡大 ・新規農産物加工品等の販売	4.0	4.0				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
36	都市農業振興課 既存の加工品(ルバーブジャム)の販路拡大 市内1カ所、市外1カ所	都市農業振興課 新規農産物加工品等の開発	都市農業振興課 新規農産物加工品等の開発として、七ツ塚ファーマーズセンターでの「冷凍おやき」販売のため令和5年度に試作に取り組む予定。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	4.0
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



第4次日野市男女平等行動計画評価シート

Ⅲ-2-1	家庭における男女の役割分担意識の改善	担当課	中央公民館・図書館・文化スポーツ課・保育課・子ども家庭支援センター・平和と人権課
-------	--------------------	-----	--

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 2 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス
 方向性

- ◇ 男女がともに子育てを楽しむためには、男性が子育てに参加するきっかけをつくること、相談・子育てに関する情報を容易に得られることが重要です。男女ともに子育てを担いながら仕事や地域生活を両立できるよう子育てに関する啓発・情報提供を行い、男性の子育て参画を支援します。
- ◇ 育児休業制度の取得促進や介護休業制度などの周知とともに、男女ともに継続して就労しながら、育児や介護を担うことができるような意識づくりに向けた啓発を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標						
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
37	ママ・パパへの妊娠・出産・育児支援	子ども家庭支援センター	ママ・パパクラス(妊娠・産後の育児勉強会)への男性(父親)の参加を促進し、子どもの成長過程や女性の妊娠・出産(産前・産後等)の心身の状態を理解できるよう、内容を充実させる。家事や育児をサポートし、家庭での安定した養育環境を整える。	・保健コース 配偶者参加者数 40名 ・妊婦参加者数 150名 ・沐浴コース 配偶者参加者数 300名 ・妊婦参加者数 300名 ・医師講話コース 配偶者参加者数 30名 ・妊婦参加者数 30名	・保健コース 配偶者参加者数 45名 ・妊婦参加者数 200名 ・沐浴コース 配偶者参加者数 300名 ・妊婦参加者数 300名 ・医師講話コース 配偶者参加者数 50名 ・妊婦参加者数 50名	・保健コース 配偶者参加者数 50名 ・妊婦参加者数 200名 ・沐浴コース 配偶者参加者数 200名 ・妊婦参加者数 200名	・保健コース 配偶者参加者数 55名 ・妊婦参加者数 200名 ・沐浴コース 配偶者参加者数 200名 ・妊婦参加者数 200名	・保健コース 配偶者参加者数 60名 ・妊婦参加者数 200名 ・沐浴コース 配偶者参加者数 200名 ・妊婦参加者数 200名	4.0	3.0					
38	子育てサークル・子育てひろば・保育園行事等の参加促進	保育課・子ども家庭支援センター	子育てサークル・子育てひろば・保育園行事等への男性(父親)の参加を促進する。	・保育園行事に男性(父親)が参加しやすい内容・日程を検討し実施していく。 ・男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	・保育園行事に男性(父親)が参加しやすい内容・日程を検討し実施していく。 ・男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	・保育園行事に男性(父親)が参加しやすい内容・日程を検討し実施していく。 ・男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	・保育園行事に男性(父親)が参加しやすい内容・日程を検討し実施していく。 ・男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	・保育園行事に男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・男性(父親)が参加しやすい内容・日程が検討され実施できている。 ・父親が参加しやすい事業の実施とPR	4.0	4.0					
39	文化、スポーツ、レクリエーション活動等を通じた男性の子育て参加促進	文化スポーツ課・中央公民館・図書館	文化、スポーツ、レクリエーション活動等への親子での参加の機会を創出し、男性の育児参加を促進する。	・感染症等の影響に左右されることなく、親子で参加できる文化、スポーツプログラムを実施する。 ・親子で参加できる文化、スポーツプログラムを年1回以上実施 ・さまざまな情報発信ツールを活用し、子育て支援講座への男性参加率を向上させる。 ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。	・感染症等の影響に左右されることなく、親子で参加できる文化、スポーツプログラムを実施する。 ・親子で参加できる文化、スポーツプログラムを年1回以上実施 ・さまざまな情報発信ツールを活用し、子育て支援講座への男性参加率を向上させる。 ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。	・感染症等の影響に左右されることなく、親子で参加できる文化、スポーツプログラムを実施する。 ・親子で参加できる文化、スポーツプログラムを年1回以上実施 ・さまざまな情報発信ツールを活用し、子育て支援講座への男性参加率を向上させる。 ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。	・感染症等の影響に左右されることなく、親子で参加できる文化、スポーツプログラムを実施する。 ・親子で参加できる文化、スポーツプログラムを年1回以上実施 ・さまざまな情報発信ツールを活用し、子育て支援講座への男性参加率を向上させる。 ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。	・プログラムを通じて、父親はもちろん、両親揃って子育てに携わる時間を増やし、育児参加への意欲を高める。 ・男性の育児参加への意識が高まっている。 ・おはなし会において、男性職員も読み聞かせを行う。また、読み聞かせ入門講座への男性の参加を促進する。このことで、父親による読み聞かせの大切さを浸透させる。	4.0	4.3					

第4次日野市男女平等行動計画評価シート

Ⅲ-2-1		家庭における男女の役割分担意識の改善						担当課	中央公民館・図書館・文化スポーツ課・保育課・子ども家庭支援センター・平和と人権課				
40	男女がともに育児や介護を担う意識づくりのための啓発と情報提供	介護保険課・子ども家庭支援センター・平和と人権課	男女がともに育児や介護を担う意識づくりのため啓発、情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識を高める。 ・パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う姿勢づくりを進める。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ぼけつとなび、冊子等) ・随時情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識を高める。 ・パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う姿勢づくりを進める。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ぼけつとなび、冊子等) ・随時情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識を高める。 ・パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う姿勢づくりを進める。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ぼけつとなび、冊子等) ・随時情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識を高める。 ・パンフレット等の配布により、介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う姿勢づくりを進める。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ぼけつとなび、冊子等) ・随時情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女がともに介護を担う意識が高まっている。 ・介護保険制度と各種サービスに対する理解が深まり、高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減、またその負担を均等に担う姿勢づくりが進められている。 ・子育てひろば等での男女がともに参加できるイベントの開催 ・男性向けの育児に関する情報提供(ぼけつとなび、冊子等) ・セミナーの開催等、啓発や情報提供により、男女がともに介護を担う意識が高まっている。 	4.3	4.7			

Ⅲ-2-1	家庭における男女の役割分担意識の改善	担当課	中央公民館・図書館・文化スポーツ課・保育課・子ども家庭支援センター・平和と人権課
-------	--------------------	-----	--

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
37	子ども家庭支援センター 母子健康手帳交付窓口等で参加勧奨を積極的に行った結果、前年度に比べ全体的に参加者が微増した。また、沐浴コースはもともと夫婦ともに関心が高いこと、コロナの関係から実施しない病院もあったことから、市が実施する沐浴コースへの参加者が目標近くまで届いた。	子ども家庭支援センター 保健コースでは一部会場実施に戻し親同士の交流会を行ったが、オンラインでの参加希望が多く、大幅な参加者増のきっかけとはならなかった。	子ども家庭支援センター 妊婦とパートナーに対し、特に保健コースの参加意義について説明、アピールが必要で、その方法を検討していく。
	子ども家庭支援センター プレババ向け冊子「THE DAD TIMES」を発行し、母子手帳交付面接時に配布。父親の育児参加の啓発、子育てひろばへの来所促進、父親の育児取得に関する情報提供を行った。子育てひろばにて父親向け企画を開催した。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
38	保育課 運動会や発表会、卒園式などは、日程などを工夫して父親の参加も目立った	保育課	保育課
	文化スポーツ課 ・前年度に引き続き、伝統文化親子教室の実施の事務支援をしたほか、市民会館自主事業でふれあいこどもまつり他、親子向け文化プログラムを実施した。また、アウトリーチ事業については、オンライン配信を実施し、子どもの取り組みを親が観覧して楽しむことができた。 ・3年ぶりに市民プールを開設したほか、同じく3年ぶりにスポーツレクリエーションフェスティバルを実施することができ、親子で楽しめるイベントとして多くの家族連れにお越しいただいた。 ・スポーツ推進委員の事業として、ブルーベリーウォーキング、スポーツ体験会を実施した。 ・「第2次スポーツ推進計画」を策定し、基本施策のなかに「子育て世代への(スポーツに)取り組みやすい環境づくり」を盛り込んだ。	文化スポーツ課	文化スポーツ課 ・「子育て世代への(スポーツに)取り組みやすい環境づくり」として、「南平体育館のキッズコーナーやアスレチックルーム」を挙げており、平日日中に実施している無料開放は機能していると考えられるが、「男性の子育て支援」に直結しているとはいえない部分もあった。 子育て世代向けのスポーツ・文化の新たな事業実施モデルの構築(特にスポーツは、ここで策定した第2次スポーツ推進計画をふまえて、既存のイベント実施のみにとられず、さまざまな形を検討していく必要がある)
39	中央公民館 市内に残る自然環境を活かした事業、田んぼの学校を新町会場、南平会場の二会場で開催した。自然を相手にした作業の難しさや食物への感謝を本事業をとおして学んだ。事業には帝京大学生島ゼミの学生も参加しており、小学生や高齢者との世代間交流も生まれ、教室では学ぶことができない貴重な体験の場となった。	中央公民館 新型コロナウイルス感染拡大防止により、田んぼの学校の成果を祝う収穫祭を開催することができなかった。	中央公民館 子育て世代に人気のある本事業を継続していくためには、指導者の育成と人材の確保が必要となる。事業に参加した保護者をどのようにしたら指導する側に取り込めるかが課題となる。
	図書館 おはなし会での男性職員の読み聞かせは定着してきている。年間実施回数の半数以上に男性職員が関わっている。	図書館	図書館 ・新しくローテーションに入る職員(男性女性を問わず)に対して、読み聞かせ等の研修が必要である。 ・読み聞かせ入門講座等の募集に際して、男性へのPRも積極的に行う。
40	子ども家庭支援センター プレババ向け冊子「THE DAD TIMES」を発行し、母子手帳交付面接時に配布。父親の育児参加の啓発、子育てひろばへの来所促進、父親の育児取得に関する情報提供を行った。子育てひろばにて父親向け企画を開催した。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
	介護保険課 パンフレット等の配布により、介護保険制度とその各種サービスに対する理解の向上に努めた。	介護保険課	介護保険課 高齢者とその家族・介護者にかかる負担の軽減や、負担均等を支援する態勢づくりとその周知。
	平和と人権課 常設の配架エリアやパネル展等の配架エリアに東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。また、外部からの講座等で関係ある有益なものについては関係他部署に情報提供を行い、共有を図った。	平和と人権課	平和と人権課

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.1
4年度	4.0
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-2-2	貧困の防止と生活困窮者への支援	担当課	庶務課・セーフティネットコールセンター・子育て課・産業振興課・平和と人権課
-------	-----------------	-----	---------------------------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 2 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス
 方向性

◇ 就労や生活困窮、生活の不安などに対し、生活相談や経済的な支援を実施します。また将来、貧困による生活の困難に直面することを防ぐため、職業訓練等の就労支援についての情報提供や啓発を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
41	生活相談の実施	セーフティネットコールセンター	就労や生活困窮、生活の不安などに対し生活相談を実施する。	・丁寧な聞き取りを行い、個々の複合的な課題を把握し、状況に応じて関係する支援機関に繋ぐ等、包括的に支援をする	・福祉の初期総合相談窓口について周知していく。 ・生活困窮者の相談をきめ細かく聞き取り、生活困窮者自立支援法に基づく各事業など必要な支援に早期に繋げていく	・福祉の初期総合相談窓口について周知していく。 ・生活困窮者の相談をきめ細かく聞き取り、生活困窮者自立支援法に基づく各事業など必要な支援に早期に繋げていく	・福祉の初期総合相談窓口について周知していく。 ・生活困窮者の相談をきめ細かく聞き取り、生活困窮者自立支援法に基づく各事業など必要な支援に早期に繋げていく	・セーフティネットコールセンターとの連携体制が整備され、生活に困り事を抱える方への相談・支援が適切に実施されていること。	4.0	4.0				
42	経済支援の実施	子育て課・庶務課	貧困の世代連鎖を防ぐため、家庭の経済状況により子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じることがないように経済的な支援を行う。	・適正な手当支給・医療助成・就学援助及び奨学金に関する各制度の周知と適正な支給の継続 (※“日野市子どもの貧困対策に関する基本方針”に基づく)	・適正な手当支給(児童手当制度変更あり)・医療助成(高校生医療助成の検討) ・就学援助及び奨学金に関する各制度の周知と適正な支給の継続	・適正な手当支給・医療助成・就学援助及び奨学金に関する各制度の周知と適正な支給の継続	・適正な手当支給・医療助成・就学援助及び奨学金に関する各制度の周知と適正な支給の継続	・各手当・医療費助成について、必要性の高い支援の充実をはかる。 ・各制度の周知と適正な支給が継続されている	4.5	5.0				
43	就業及び職業キャリアの形成に向けた情報提供	産業振興課・平和と人権課	仕事に就くための、また非正規・臨時雇用から正規雇用や希望の職業へステップアップするための情報提供を行う。	・随時情報提供・ハローワークと連携し、適宜専門部署への案内をする。 ・情報提供またはセミナー開催 1回/年	・随時情報提供・ハローワークと連携し、適宜専門部署への案内をする。 ・情報提供またはセミナー開催 1回/年	・随時情報提供・ハローワークと連携し、適宜専門部署への案内をする。 ・情報提供またはセミナー開催 1回/年	・随時情報提供・ハローワークと連携し、適宜専門部署への案内をする。 ・情報提供またはセミナー開催 1回/年	・キャリア形成に関する情報が適切に提供され、労働に関する相談ができています。 ・情報提供により、正規雇用、希望の職業へのステップアップが進んでいる。	4.5	4.5				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
41	セーフティネットコールセンター 福祉の初期総合相談窓口として8,594件の相談対応を実施。個々の複合的な課題を把握し、状況に応じて関係する支援機関に繋ぐ等、包括的に支援をすることができた。 相談窓口に繋がった生活困窮者を、関係機関と連携し、包括的な支援を行うために、生活困窮者自立相談支援調整会議の定例会を令和5年1月に開催し、情報共有を図るとともに連携体制の強化を確認した。また、個別のケース会議を必要に応じ、随時開催した。 生活困窮者の自立相談窓口のチラシを、市内スーパーなどにも配架した。	セーフティネットコールセンター なし。	セーフティネットコールセンター 相談体制の強化を図る。
42	子育て課 高校生等医療費助成制度開始に向け、対象者に周知し申請をもとに審査・医療証の交付を行った。	子育て課	子育て課 義務教育就学児・高校生等医療費助成の所得制限・一部負担金の撤廃に向けて制度改正及び対象者へ周知等の対応を行う。
42	庶務課 就学援助及び奨学金について、幅広い世帯への制度周知を行った。 HP、広報の、LINEでの周知を行うほか、更に就学援助のお知らせ・申請書については、中国語、英語、韓国語の三か国語に翻訳したものを用意し対応した。 ○認定者数 就学援助1,486名、高校生奨学金162名	庶務課	庶務課 広報の、HP、LINE以外の周知方法について、より効果的な周知方法の検討・拡充を図っていく。
43	産業振興課 東京都労働相談情報センターと共催で労働セミナーを実施 3回	産業振興課	産業振興課
43	平和と人権課 東京しごとセンター多摩共催事業として令和5年2月27日に「女性のための再就職支援セミナー&個別相談会」を実施。 ハローワーク八王子マザーズコーナー共催事業として令和4年9月27日～29日と令和5年2月1日～3日で「仕事と子育てを両立したい方のためのパソコン講習」を2回実施。 ハローワーク八王子・八王子市共催事業として、令和5年2月15日に「日野・八王子しごとと子育て両立支援就職面接会」を実施。 内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を図った。	ハローワーク、専門部署の両方と連動した動き。 平和と人権課	ハローワーク、専門部署との関係強化。 平和と人権課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.3
4年度	4.5
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



第4次日野市男女平等行動計画評価シート

Ⅲ-2-3 ★重点施策	子育て支援施策の充実	担当課	保育課・子育て課・子ども家庭支援センター・発達・教育支援課・障害福祉課
-------------	------------	-----	-------------------------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 2 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス
 方向性

◇ 男女がともに家庭生活と仕事などの社会生活を両立させ、就労により経済的に自立しさまざまな働き方・生き方を選択することができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを実施します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標			計画終了時の目標		達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
44	待機児童の解消	保育課	保育ニーズの動向に合わせた保育園の確保をする。	・待機児童0人	・前年度と比較し待機児童の減少を目指す。	・前年度と比較し待機児童の減少を目指す。	・前年度と比較し待機児童の減少を目指す。	・待機児童0人	2.0	5.0				
45	多様なニーズに対応した制度の充実	保育課・子育て課・子ども家庭支援センター	一時保育・ショートステイ・ワイルドステイを充実する。 延長保育、休日保育、病児・病後児保育を促進する。 学童クラブ、放課後子ども教室「ひのち」等の学齢期の放課後支援の充実を図る。	・一時保育検討委員会において子育て支援事業の適正配置を検討 ・学童クラブを希望する児童が入会できるような環境整備を図る。 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR(広報ひの、HP、ぼけっとなど)	・一時保育検討委員会において子育て支援事業の適正配置を検討 ・学童クラブを希望する児童が入会できるような環境整備を図る。 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR(広報ひの、HP、ぼけっとなど)	・一時保育検討委員会において子育て支援事業の適正配置を検討 ・学童クラブを希望する児童が入会できるような環境整備を図る。障害のある児童の受入学年を拡大する。 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR(広報ひの、HP、ぼけっとなど)	・一時保育検討委員会において子育て支援事業の適正配置を検討 ・学童クラブを希望する児童が入会できるような環境整備を図る。障害のある児童の受入学年を拡大する。 ・地域子ども家庭支援センター多摩平での子育て支援事業の検証 ・公立保育園での一時保育事業実施に向け関係各課と協議 ・事業のPR(広報ひの、HP、ぼけっとなど)	4.3	4.3					
46	障害児に対する子育て支援(新規)	発達・教育支援課・障害福祉課	保育所等訪問支援などの相談事業の充実、放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児の支援等、年齢や特性に応じた適切な支援体制の整備を推進する。	・国が示す、障害児通所支援の在り方にある「インクルージョンの推進」等を注視しつつ、新規事業所開設相談の際には、市のニーズに沿った良質な事業所確保に向けて、都の事業所指定部署と連携していく。 ・医療的ケア児支援協議会を年2回開催し、支援関係機関の連携を図るとともに、医療的ケア児が地域生活を送る上での課題を抽出し、支援策を検討する。 ・在宅入浴サービスを児童にも拡大。	・国が示す、障害児通所支援の在り方にある「インクルージョンの推進」等を注視しつつ、新規事業所開設相談の際には、市のニーズに沿った良質な事業所確保に向けて、都の事業所指定部署と連携していく。 ・医療的ケア児支援協議会を年2回開催し、支援関係機関の連携を図るとともに、医療的ケア児が地域生活を送る上での課題を抽出し、支援策を検討する。	・国が示す、障害児通所支援の在り方にある「インクルージョンの推進」等を注視しつつ、新規事業所開設相談の際には、市のニーズに沿った良質な事業所確保に向けて、都の事業所指定部署と連携していく。 ・医療的ケア児支援協議会を年2回開催し、支援関係機関の連携を図るとともに、医療的ケア児が地域生活を送る上での課題を抽出し、支援策を検討する。	・国が示す、障害児通所支援と保育所等で、障害の有無にかかわらず、一体的な子どもの支援が可能となっている。 ・支援関係機関の連携体制が構築され、医療的ケア児とその家族が必要とする支援につながるようになっていく。	4.0	4.0					

Ⅲ-2-3 ★重点施策	子育て支援施策の充実	担当課	保育課・子育て課・子ども家庭支援センター・発達・教育支援課・障害福祉課
-------------	------------	-----	-------------------------------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
44	保育課 ・待機児童の減少(令和3年度35人→令和4年度16人) ・待機児童の多い1歳児に対し、保育施設の空きスペースを活用した緊急1歳児事業を実施し、待機児童の減少に繋がった。 ・入所申込時の案内について、保護者の意向を確認しながら総合的に案内。通える範囲の保育施設を多く希望することや認可外保育施設などの提案も実施することで、待機児童にならないよう案内を工夫した。	保育課	保育課
	子育て課 病児、病後児、延長保育、休日保育は現状維持。事業案内として、ほけっとナビ、チャットボットを活用した。	子育て課	子育て課
45	子ども家庭支援センター 学童クラブの運営において、延長育成時間拡大の実施が可能な施設を増やし、保護者ニーズに応えることができた。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
	発達・教育支援課 一時保育利用者数は令和3年度の1.2倍となり、リフレッシュ等での利用も定着してきた。	発達・教育支援課	一時保育施設所在地に地域の偏りが生じている。
46	障害福祉課 ・医療的ケア児支援協議会に委員として2回出席し、就学前医療的ケア児の情報共有を実施した。令和5年度入学予定児童への適切な就学相談を実施。 ・令和5年度スタートの第6次日野市特別支援教育推進計画にて医療的ケア児への対応取組の推進を位置付けた。	障害福祉課	・教育委員会における医療的ケア児への対応を検討する協議会を発足させる。 ・学校・教育委員会向け医療的ケアに関するガイドラインの作成。
	・医療的ケア児支援協議会を年2回開催し、支援関係機関の連携を図れた。 ・在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業補助金の対象物品に蓄電池を追加した。 ・重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業の対象者に「医療的ケア児」を、利用目的に「家族の就労支援」を追加した。 災害時の対策として個別避難計画の策定を開始した。		・市内で重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れられる事業所が足りていない。 ・引き続き日野市の医療的ケア児について、漏れなく把握していくこと。 ・医療的ケアに関するサービス内容をわかりやすく整理すること。 ・医療的ケア児等コーディネーターの配置。 ・入園入学に対応したガイドラインの作成。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	3.4
4年度	4.4
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



本部評価委員 コメント

- ・いろいろ工夫を重ねていることも待機児童数の減少に寄与していると思われる。引き続き保育需要を注視しつつ、待機児童の解消に向けて取り組みを続けてほしい。
- ・一時保育利用者の中には、リフレッシュするために利用する保護者の需要も取り込んでいる点は評価できる。今後も取り組みを続けてほしい。
- ・医療的ケア児への取り組みは、関係各所との連携が大切だと思うが、今後も協力しあいながら取り組みを続けてほしい。
- ・引き続き日野市の医療的ケア児について、災害時など様々な場面を想定した対策を講じてほしい。
- ・保育ニーズの多様化が進んでいるので、学童クラブにおける預かり時間の拡大など、保護者の要望に今後も応えていってほしい。

5.施策の評価(市民評価)

市民評価委員 コメント

- ・(No.44)待機児童数の減少に関しては、施策の成果によるものであるのか出生数の減少による新生児等児童数の減少によるものであるのか、評価が難しいところです。また、7年度の目標が待機児童0、それ以前の年度は減少を目安にしていますが、待機児童の目標は毎年度0にすべきであると思います。一時保育等の充実も必要ですが、希望すれば誰でも入れるような保育園体制が求められます。
- ・(No.45)保護者が子育てに前向きに取り組むために、リフレッシュ等による一時保育サービスの利用者増加はとても喜ばしい成果だと考えます。病児、病後児保育等は、働く保護者にとって切実な問題です。今後の拡充を期待します。
- ・(No.45)病児保育などのニーズは足りているのかどうかが見えてこない。充足しているのか、まだ足りないのか示すべき。
- ・(No.46)障害福祉課の課題抽出は明確でわかりやすい。この課題に対して次年度どう取り組むかわかるとなるとおよいと感じる。
- ・(施策全体)年度ごとの目標達成ができていとされる部分が多いが、それに対して次の年度に向けたステップアップの為の目標設定が具体的に設定されていない。
- ・(施策全体)市民の意識を啓発している事業に対して具体的な指標と課題設定が見えてこないで実際に高まっているかどうか客観的にわからない。実際に行ったことに対してどう評価できるのかを示してほしい。

第4次日野市男女平等行動計画評価シート

Ⅲ-2-4	ひとり親家庭への支援	担当課	子育て課・セーフティネットコールセンター
-------	------------	-----	----------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 2 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス
 方向性

◇ 生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭が安定した生活を営むことができるよう、これから離婚を考えている方や、実質ひとり親の方も含め相談体制の充実、情報提供、子育てのための時間の確保、子どもの状況に配慮したホームヘルパーの派遣や経済的支援など自立に向けたサポートを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標		達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
47	ひとり親家庭への相談体制の充実	セーフティネットコールセンター	母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図る。	・相談者の複合的な課題を把握し、必要な場合は関連機関へ丁寧に繋ぐとともに、活用できる資源を紹介し、包括的に世帯の自立を支援していく。	・相談者の複合的な課題を把握し、必要な場合は関連機関へ丁寧に繋ぐとともに、活用できる資源を紹介し、包括的に世帯の自立を支援していく。	・相談者の複合的な課題を把握し、必要な場合は関連機関へ丁寧に繋ぐとともに、活用できる資源を紹介し、包括的に世帯の自立を支援していく。	・相談者の複合的な課題を把握し、必要な場合は関連機関へ丁寧に繋ぐとともに、活用できる資源を紹介し、包括的に世帯の自立を支援していく。	・研修等の受講により母子・父子自立支援員の質の向上を図り、相談者の問題の把握とそれに対するきめ細やかな支援が実施されている。	5.0	5.0					
48	ひとり親家庭への情報提供	セーフティネットコールセンター	「ひとり親家庭のしおり」や「セミナー」などによる情報提供の充実を図る。	・「ひとり親家庭のしおり」の改訂に向けた準備をおこなう。 ・セミナーを年2回開催	・「ひとり親家庭のしおり」改訂 ひとり親の支援制度利用者への体験談を入れたものを検討 ・セミナーを年2回開催	・改訂した「ひとり親家庭のしおり」を関係機関へ配付し、関連機関へ最新の制度の周知を図る ・セミナーを年2回開催	・ひとり親家庭への支援に必要な情報提供が、適切に実施されている。	4.0	5.0						
49	ひとり親家庭の生活・自立支援	子育て課・セーフティネットコールセンター	ひとり親家庭への生活支援(ホームヘルパー派遣、経済的支援)及び、ひとり親家庭が自立するための資金の貸付、給付事業、就労支援事業を実施する。	・進路先の決定する8月に土曜及び夜間の相談窓口を開設し、働いているひとり親の就学資金貸付相談の機会を充実を図る。 ・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・自立に繋がる資格取得等自立訓練の給付事業の周知の見直しを図る。 ・(子育て課)ホームヘルパー派遣 国・都基準の適正な派遣を実施。相談業務で必要性の聞き取りを充実させる。	・進路先の決定する8月に土曜及び夜間の相談窓口を開設し、働いているひとり親の就学資金貸付相談の機会を充実を図る。 ・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・自立に繋がる資格取得等自立訓練の給付事業の周知の見直しを図る。 ・(子育て課)ホームヘルパー派遣 国・都基準の適正な派遣を実施。相談業務で必要性の聞き取りを充実させる。	・進路先の決定する8月に土曜及び夜間の相談窓口を開設し、働いているひとり親の就学資金貸付相談の機会を充実を図る。 ・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・自立に繋がる資格取得等自立訓練の給付事業の周知を図る。 ・(子育て課)ホームヘルパー派遣 国・都基準の適正な派遣を実施。相談業務で必要性の聞き取りを充実させる。	・進路先の決定する8月に土曜及び夜間の相談窓口を開設し、働いているひとり親の就学資金貸付相談の機会を充実を図る。 ・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成の実施 ・自立に繋がる資格取得等自立訓練の給付事業の周知を図る。 ・(子育て課)ホームヘルパー派遣 国・都基準の適正な派遣を実施。相談業務で必要性の聞き取りを充実させる。	・ひとり親に対するホームヘルプ等の社会資源が、必要な方に適切に提供されている。 ・(子育て課)ホームヘルパー派遣について、年齢要件で派遣基準外となる家庭への総合的な支援を他課と連携させる。	4.0	4.5					

Ⅲ-2-4	ひとり親家庭への支援	担当課	子育て課・セーフティネットコールセンター
-------	------------	-----	----------------------

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	
47	セーフティネットコールセンター 相談者の希望や課題を丁寧に聴き取り、弁護士相談等の伴走支援をはじめ相談者の状況にあわせた支援を実施し、必要な手続きに繋がるよう努めた。	セーフティネットコールセンター 養育費を確保するために弁護士等から専門的な助言を直接受ける機会を設けることができなかった。	セーフティネットコールセンター 令和5年度より「ひとり親家庭養育費確保サポート事業」を実施する。ひとり親家庭において安定した生活が送れるよう無料弁護士相談及び公正証書作成手数料、調停や裁判の手数料助成制度を周知し、活用を促す必要がある。
	セーフティネットコールセンター ・「ひとり親家庭のしおり」を相談者や各関係機関窓口にて配付した。 ・「教育費のお役立ち制度」(参加者8名)、「ひとり親のための貯蓄術」(参加者13名)のテーマでひとり親支援セミナーを2回開催した。	セーフティネットコールセンター なし。	セーフティネットコールセンター ひとり親支援セミナーの企画についてひとり親家庭で希望され、更に最近の社会状況にも応じたテーマとする必要がある。
49	セーフティネットコールセンター ・ひとり親家庭で貸付を希望される方へ、他の給付型奨学金、学費の減免制度等の案内も含め説明し、貸付を行った。また、条件的に当課の貸付が受けられなかった方へ、他の奨学金・貸付の制度を含め案内を行い、必要な場合は他機関へ連絡し引継ぎを行った。 ・就労や増収の相談の中で、資格取得に興味のある方へ、自立支援給付制度の説明を行った。 ・高校生のいるひとり親家庭への家賃助成を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症特例として19、20歳の学生等がいるひとり親家庭への家賃助成を実施した。	セーフティネットコールセンター 継続的に自立または効果的な就労活動や就労が安定するまで相談を行う必要性のある事例が窓口につながらず、母子・父子自立支援プログラムの作成事例がなかった。	セーフティネットコールセンター ・ひとり親が就職や収入増を目指して資格取得する場合の制度や支援の周知の方法について伴走型の自立支援プログラムなどの制度が未だ認知度が低いと考えられるため更なる工夫が必要。 ・ひとり親家庭の家賃助成制度は児童手当や医療費助成制度の拡充などに併せ、制度の必要性について検証や見直しが必要。
	子育て課 要件に該当する方へ適正な派遣計画により実施。	子育て課 派遣ヘルパー数の確保。	子育て課 安定した事業の実施。

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	4.8
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



第4次日野市男女平等行動計画評価シート

Ⅲ-2-5	障害者・高齢者・介護者への支援(新規)	担当課	障害福祉課・高齢福祉課・産業振興課
-------	---------------------	-----	-------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 2 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス
 方向性

◇ 家族介護者の負担を軽減するために、介護保険以外サービスを含めた多様な介護サービスや地域で支え合う仕組みづくりを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標						
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度						
				3年度	4年度	5年度	6年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
50	差別解消に向けた事業者等への啓発(新規)	障害福祉課	障害のあるなしにかかわらず日常生活及び社会生活を送ることができるよう、市民や事業者の障害理解を深める周知及び啓発事業を実施、それを通して地域に働きかけ共生社会の実現をめざす。	・障害者週間でのパネル展の実施 ・広報ひの特集号の発行 ・合理的配慮助成金を活用した事業所の意識啓発	・障害者週間でのパネル展の実施 ・広報ひの特集号の発行 ・合理的配慮助成金を活用した事業所の意識啓発	・障害者週間でのパネル展の実施 ・広報ひの特集号の発行 ・合理的配慮助成金を活用した事業所の意識啓発	・障害者週間でのパネル展の実施 ・広報ひの特集号の発行 ・合理的配慮助成金を活用した事業所の意識啓発	・「①日野市障害者差別解消推進条例」や「②不当な差別的取り扱いの禁止」、③合理的配慮の提供」の認知度が上がっている	4.0	4.0				
51	高齢者就労支援の推進(新規)	高齢福祉課・産業振興課	高齢であっても働く意欲がある高齢者に対し、仕事を提供することを目的としてシルバー人材センター等の活動を支援する。	・従来の入会説明会とは別に、女性だけを対象とした説明会を開催し、会員数の増並びに高齢女性活躍の場の提供を促進する。 ・随時情報提供 ・しごとセンターやハローワークと連携し、シニアのキャリアプランに関するセミナーを1回/年実施する。	・従来の入会説明会とは別に、女性だけを対象とした説明会を開催し、会員数の増並びに高齢女性活躍の場の提供を促進する。 ・随時情報提供 ・しごとセンターやハローワークと連携し、シニアのキャリアプランに関するセミナーを1回/年実施する。	・従来の入会説明会とは別に、女性だけを対象とした説明会を開催し、会員数の増並びに高齢女性活躍の場の提供を促進する。 ・随時情報提供 ・しごとセンターやハローワークと連携し、シニアのキャリアプランに関するセミナーを1回/年実施する。	・従来の入会説明会とは別に、女性だけを対象とした説明会を開催し、会員数の増並びに高齢女性活躍の場の提供を促進する。 ・随時情報提供 ・しごとセンターやハローワークと連携し、シニアのキャリアプランに関するセミナーを1回/年実施する。	・女性会員が増加し女性の活躍推進が進んでいる。 ・シニアのキャリアプランに関して、情報提供ができています。	4.0	4.5				
52	多様な介護サービス、介護保険外サービスの実施	介護保険課	多様な介護サービス、介護保険外サービスを実施し、介護者の負担軽減を図るためのレスパイトケア(※)事業を実施していく。また、介護サービスの安定的な提供に不可欠な介護人材確保を重要課題として推進していく。地域包括支援センターとの連携を強化する。認知症カフェ等の支援を充実させる。	・認知症対応型共同生活介護事業所の新設(1事業所) ・市主催介護人材事業による新規雇用創出(15人) ・地域包括支援センターと連携し、認知症カフェや家族介護者交流会の普及、チームオレンジの設置を進める。	・市主催介護人材事業による新規雇用創出(15人) ・地域包括支援センターと連携し、認知症カフェや家族介護者交流会の普及、チームオレンジの設置を進める。	・認知症対応型共同生活介護事業所の新設(1事業所) ・市主催介護人材事業による新規雇用創出(15人) ・地域包括支援センターと連携し、認知症カフェや家族介護者交流会の普及、チームオレンジの設置を進める。	・認知症対応型共同生活介護事業所の新設(2事業所) ・市主催介護人材事業による新規雇用創出(60人) ・認知症カフェや家族介護者交流会の普及、チームオレンジの設置が進んでいる。	4.0	4.0					

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

※ レスパイトは休息、息抜きの意味。障害児(者)等を持つ家族に対して、日頃の介護による心身の疲れを回復させるため、一時的に一定の期間、介護から解放する援助をいいます。

Ⅲ-2-5	障害者・高齢者・介護者への支援(新規)	担当課	障害福祉課・高齢福祉課・産業振興課
-------	---------------------	-----	-------------------

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
50	障害福祉課 障害者週間において市役所本庁舎及びイオンモール多摩平の森にて障害理解促進に向けたパネル展及び作品展を実施した。また、広報ひのにおいて定期的に啓発コラムや12月には特集号を発行し、広く市民に対し周知を行った。市内事業者に対して合理的配慮助成金を工事2件に対し助成を行い、かつ研修として市内事業者と障害当事者の交流の場を実施し、本助成金の周知を図った。	障害福祉課 合理的配慮助成金について金額は多いものの件数が若干少なくなっ	障害福祉課 市民や市内事業者に対し、障害者差別解消推進条例の存在やその内容、さらに合理的配慮助成金等取組についての周知が足りない。
	高齢福祉課 女性限定入会案内説明会を年4回、他に女性会員交流会も実施し、設立以来初めて女性会員が500人を超え、513人となった。	高齢福祉課 4年度は特になし。	高齢福祉課 引き続き女性が活躍できる場を提供していく。
51	産業振興課 シニア生涯ワーキングセミナーの実施。	産業振興課 女性だけを対象とした説明会等の取組の実施。	産業振興課 女性向けのコンテンツの実施。
	高齢福祉課 認知症カフェの周知方法を検討しなおし、開催状況を全会場に確認した上で、現状に沿った開催一覧表に刷新した。また、市のHPでの案内を強化し、最新情報を定期的に更新した。チームオレンジは協力を募り、準備を進めた。	高齢福祉課 市主催介護人材事業による新規雇用創出は15名の目標に対し、4名となった。	高齢福祉課 介護人材事業による雇用創出人数増加。チームオレンジの設置。
52	介護保険課 市主催介護人材事業を実施し市内事業所新規雇用に創出した(4人)	介護保険課	介護保険課 引き続き、主催介護人材事業実施後における市内事業所新規雇用者の創出と定着。

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	4.2
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



第4次日野市男女平等行動計画評価シート

Ⅲ-3-1 ★重点施策	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ	担当課	産業振興課・平和と人権課
-------------	-----------------------------	-----	--------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>

施策の 3 働く場におけるワーク・ライフ・バランス

方向性

◇ 男女がともに、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などのさまざまな生活を両立できている社会の実現と健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスに対する社会的気運を醸成する啓発を行います。

◇ 企業・事業所におけるワーク・ライフ・バランスが促進されるよう、意識啓発や関連情報の提供、取組事例の紹介などを行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>

5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
53	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	産業振興課・平和と人権課	事業所に対し、情報誌などにより生産性の向上、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休業制度等に関する意識啓発を行う。	・労務制度に関する情報について、有効な手段を構築する。 ・随時情報提供を行う。	・SDGsの推進により、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う取組を実施 2回/年 ・随時情報提供を行う。	・SDGsの推進により、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う取組を実施 2回/年 ・随時情報提供を行う。	・SDGsの推進により、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う取組を実施 2回/年 ・随時情報提供を行う。			3.5	4.0			
54	ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	産業振興課・平和と人権課	ワーク・ライフ・バランスを推進している優良企業・事業所の基準を作成し、取組について市ホームページなどで紹介する。	・随時情報提供・平和と人権課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・随時情報提供・平和と人権課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・随時情報提供・平和と人権課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。	・随時情報提供・平和と人権課と連携し、年1件以上の取り組み紹介を行う。 ・大学と協働し、企業等へのインタビューを実施し、広報・HPへ掲載する。			4.0	4.5			
55	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供	産業振興課・平和と人権課	事業所に対してワーク・ライフ・バランス推進のための事業及び助成制度に関する情報提供を行う。	・ワーク・ライフ・バランスに関する情報を企業訪問・メーリングリスト等で年1回以上情報提供する。 ・随時情報提供を行う。	・市内事業者に対しワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を年1回以上実施する。 ・随時情報提供を行う。	・市内事業者に対しワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を年2回以上実施する。 ・随時情報提供を行う。	・市内事業者に対しワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を年3回以上実施する。 ・随時情報提供を行う。			3.5	4.0			

Ⅲ-3-1 ★重点施策	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への働きかけ	担当課	産業振興課・平和と人権課
-------------	-----------------------------	-----	--------------

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
53	産業振興課 ひのSDGs大学の実施 参加事業者 14者 日野市SDGs推進事業者登録制度の構築及び実施 登録事業者数 8者 SDGs事業者交流会の実施 1回	産業振興課	産業振興課 日野市SDGs推進事業者登録制度 登録事業者数の拡大。
	平和と人権課 男女平等推進センターの常設の配架エリアに、東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。男女共同参画週間にパネル展を開催しワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行った。男女平等推進センターだよりにて市のワーク・ライフ・バランスの取組について周知した。また、外部からの講座等で関係ある有益なものについては関係部署に情報提供を行い、共有を図った。	平和と人権課	平和と人権課
54	産業振興課 SDGs推進事業者登録制度の実施 登録事業者をホームページで紹介	産業振興課	産業振興課 ワーク・ライフ・バランスに取り組み優良企業である登録事業者の紹介。
	平和と人権課 明星大学・実践女子大学と連携し企業等(3企業、1団体)に対してワーク・ライフ・バランスに関するインタビュー調査を男女平等推進センター情報誌「ふらっと」やHPで掲載し、市民に対し情報提供と啓発を行った。 また、ワーク・ライフ・バランスに関する優良企業の基準について、産業振興課の「SDGs推進事業者登録制度」の基準の適用を検討した。	平和と人権課	平和と人権課
55	産業振興課 東京都労働相談情報センターとの共催セミナーを周知。	産業振興課	産業振興課 情報発信方法の充実。
	平和と人権課 常設の配架エリアやパネル展等の配架エリアに東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。また、外部からの講座等で関係ある有益なものについては関係部署に情報提供を行い、共有を図った。	平和と人権課	平和と人権課

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	3.7
4年度	4.2
5年度	
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



本部評価委員 コメント

- ・行政機関も含め雇用者である企業側の姿勢が重要なので、ワーク・ライフ・バランスの改善につながる情報提供などは積極的かつ、効率的に行えるように関係機関と連携しながら検討していただきたい。また、ワーク・ライフ・バランスの改善に取り組んでいることが企業の評価の向上につながるような情報発信も検討してもらいたい。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実践は行政側だけでは実現が難しい。市内中小企業などを中心とした企業側に、積極的に取り組んでもらえるように、啓発する手段を検討していただきたい。
- ・地域の大学などと産官学連携し、ワーク・ライフ・バランスに関するインタビュー記事を紹介できたのは評価している。今後は基準の作成に向けた検討も進めていただきたい。
- ・ワーク・ライフ・バランスと一言で言っても、様々な施策がある。誰でもできる身近な取り組み等は、企業だけでなく市民向けにも広く周知をしていただきたい。
- ・コロナ禍を経て在宅勤務なども浸透したので、セミナー等については、参加者の参加しやすい方法を意識して事業展開をお願いしたい。

5. 施策の評価(市民評価)

市民評価委員 コメント

- ・(No.53)行政の取り組めることに限界があることは承知していますが、No.53に関して、ワークライフバランス意識のある企業を増やすことが目標であることはいいことではないと思います。施策は意識の問題で止めるべきではなく、実際に労働者が仕事と生活とのバランスが取れた日常を送れるようになるべきです。
- ・(No.53)リーフレットの配架にどのような効果が実際あったのか示してほしい。何部持って行ってもらったのか、情報提供によりどうやって本目標を達成するのか整理した上で実施しないとリーフレットの効果が見えない。
- ・(No.53)情報提供によって意識啓発が可能か検討してほしい。情報は欲しい人が取得する時代であり、現在世論や市民意識を醸成・啓発しているメディアが一体なんなのか調査をすところから始める方が妥当であると考えている。
- ・(No.54)よりよい職場環境で働き、自分らしい暮らし方が可能になるよう、SDGs推進事業者登録制度の登録事業者がさらに増加することを期待します。また、事業者紹介方法を、HPや広報以外でも発信できるような工夫をお願いします。
- ・(施策全体)各事業の令和4年度の目標が達成されている状況が分かりました。今後も継続されるとよいと思います。
- ・(施策全体)年度ごとの目標達成ができていとされる部分が多いが、それに対して次の年度に向けたステップアップの為の目標設定が具体的に設定されていないので記載してほしい。
- ・(施策全体)市民の意識を啓発している事業に対して具体的な指標と課題設定が見えてこないで実際に高まっているかどうか客観的にわからない。実際に行ったことに対してどう評価できるのかを示してほしい。

Ⅲ-3-2	雇用における男女平等参画の推進	担当課	産業振興課・市長公室・平和と人権課
-------	-----------------	-----	-------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 3 働く場におけるワーク・ライフ・バランス
 方向性

◇ 女性が就労を継続できるよう母体の保護や健康管理の理解も含め、労働基準法や男女雇用機会均等法などの普及、労働に関する相談や情報提供をします。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
				<達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった										
56	雇用における男女平等推進のための情報提供と啓発	産業振興課・平和と人権課	事業所、労働相談情報センターと連携し、雇用における男女平等を推進するための情報提供、講座を実施する。また、感染症等社会情勢下においても女性労働者が不利益を被らないよう雇用主に対し啓発を行う。(母性健康管理を含む男女雇用機会均等法、女性活躍推進法などの法制度や、労働者派遣法、パートタイム労働法など)	・労働情報センターとセミナーを年3回開催。 ・随時情報的教を行う。	・労働情報センターとセミナーを年3回開催。 ・随時情報的教を行う。	・労働情報センターとセミナーを年3回開催。 ・随時情報的教を行う。	・労働情報センターとセミナーを年3回開催。 ・随時情報的教を行う。	・雇用における情報提供や講座の情報が提供されている。	労働情報センターとセミナーを年3回開催。	4.0	4.0			
57	労働に関する相談と情報提供	産業振興課・市長公室・平和と人権課	労働相談情報センターと連携を図り、労働に関する相談や情報提供を行う。	・関連部署への労働相談情報センターからのチラシやポスターの掲示による情報提供及び啓発活動 ・労働相談事業の継続及び周知 ・随時情報的教を行う。	・東京都労働相談情報センターの提供するチラシやポスターを関連部署と連携して掲出・配架する。 ・労働相談事業の継続及び周知 ・随時情報的教を行う。	・東京都労働相談情報センターの提供するチラシやポスターを関連部署と連携して掲出・配架する。 ・労働相談事業の継続及び周知 ・随時情報的教を行う。	・東京都労働相談情報センターの提供するチラシやポスターを関連部署と連携して掲出・配架する。 ・労働相談事業の継続及び周知 ・随時情報的教を行う。	・雇用に関する情報が適切に提供され、労働に関する相談ができています。 ・労働に関する相談が継続されている。		4.0	4.0			

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
56	産業振興課 労働相談情報センター共催セミナーの開催 3回	産業振興課 雇用主に対する意識啓発。	産業振興課 情報提供のツール不足。
	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
	常設の配架エリアやパネル展等の配架エリアに東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。また、外部からの講座等で関係ある有益なものについては関係他部署に情報提供を行い、共有を図った。		
57	産業振興課 ポスターの掲出、チラシの配架。	産業振興課	産業振興課 情報提供のツール不足。
	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
	「女性相談」にて仕事に関する相談を受けた。(実施日:第1～4火曜日(夜間)・水曜日、第1金曜日(全103日)女性相談件数:247件(内、「仕事」11件)) 東京都産業労働局や内閣府等からのリーフレットを配架し、随時情報提供を行った。		
市長公室	市長公室 なし。	市長公室 市民相談係が実施している労務相談事業の周知・PRの機会創出。	

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	4.0
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-3-3	事業所等における意思決定過程への女性参画促進	担当課	平和と人権課
-------	------------------------	-----	--------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 3 働く場におけるワーク・ライフ・バランス
 方向性

◇ 事業所等における意思決定過程への女性の参画推進のために、女性を意思決定の場に多数参加させるなどのポジティブ・アクション(※)を進めている事業所を紹介し、その導入を促します。

※:さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくことをいいます。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
				達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった										
58	事業所等における意思決定過程への女性の参画推進に関する情報収集・提供	平和と人権課	事業所に対し、女性活躍推進法等に関する情報提供を行う。また、女性が意思決定の場に多数参加するなど、ポジティブ・アクションを推進している事業所に関する情報収集や提供を行う。	・随時情報提供を行う。	・随時情報提供を行う。	・随時情報提供を行う。	・随時情報提供を行う。	・事業所等における意思決定過程への女性参画が進んでいる。	4.0	4.0				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
58	内閣府等からのリーフレットを事業所等に配架し、随時情報提供を図った。また、直接平和と人権課で接点を持っていない事業所等にも情報が伝わるように、関係他部署にも情報提供を行った。		平和と人権課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	4.0
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



第4次日野市男女平等行動計画評価シート

Ⅲ-4-1	子育てや介護を地域で支える仕組みづくり	担当課	子育て課・保育課・健康課・高齢福祉課・子ども家庭支援センター
-------	---------------------	-----	--------------------------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 4 地域におけるワーク・ライフ・バランス
 方向性

◇ 介護者や子育て中の親がワンオペ育児(※1)などで孤立することがないよう、身近な地域で介護・子育てに関する情報を得たり、相談や交流ができるような地域の拠点を充実します。また地域で支え合う体制をつくるために、介護・子育ての支援ができる地域人材を育成し活用を図ります。

※1 配偶者や親族等の協力を受けることができず、一人で家事・育児をこなさなくてはならない状況のこと。ワンオペレーションの略。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
59	子育てや介護を地域で支える拠点の充実	子育て課・高齢福祉課	身近な地域で子育てや介護に関する情報を取得でき、また相談ができるように、児童館、学童クラブの職員に対して子育てに関する研修を行う。 また家族介助者が交流を通じて、介護に関するさまざまな問題や悩みを共有できる憩いの場を設置し支援を行う。	・児童館、学童クラブ職員のスキル&専門性のアップを図るため職員研修の充実を図り、実施する。 ・地域包括支援センター職員に対し、介護者支援に関する研修(認知症対応力向上研修等)を実施する。	・児童館、学童クラブ職員のスキル&専門性のアップを図るため職員研修の充実を図り、実施する。 ・地域包括支援センター職員に対し、介護者支援に関する研修(認知症対応力向上研修等)を実施する。	・児童館、学童クラブ職員のスキル&専門性のアップを図るため職員研修の充実を図り、実施する。 ・地域包括支援センター職員に対し、介護者支援に関する研修(認知症対応力向上研修等)を実施する。	・引き続き、職員研修の充実を図る実施するとともに、(仮称)子ども包括支援センターとの連携を図る。 ・地域包括支援センター職員に対し、介護者支援に関する研修(認知症対応力向上研修等)を実施する。	・地域を支える児童館・学童クラブのうちのさらなる連携と充実が図られ、より身近な拠点になっている。 ・地域包括支援センターの介護者支援力が向上している。	3.5	3.5				
60	地域の人材を活用した子育て・介護支援	高齢福祉課・子ども家庭支援センター	子育てを地域で支えるため、子育てを支える地域の人材を発掘・育成し、その活用を図る。ファミリー・サポート・センター事業(※2)のサービス提供体制を充実させる。また、認知症カフェの充実を図る。	・認知症カフェの普及及び医療連携型認知症カフェとの連携強化を図る。 ・事業のPRを行い、支援協力の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。	・認知症カフェの普及及び医療連携型認知症カフェとの連携強化を図る。 ・事業のPRを行い、支援協力の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。	・認知症カフェの普及及び医療連携型認知症カフェとの連携強化を図る。 ・事業のPRを行い、支援協力の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。	・認知症カフェの普及及び医療連携型認知症カフェとの連携強化を図る。 ・事業のPRを行い、支援協力の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。	・認知症カフェ及び医療連携型認知症カフェの内容が充実している。 ・事業のPRを行い、支援協力の増を図る。 ・子育てパートナー事業で育成された支援スタッフの活用を進める。	4.0	5.0				
61	子育て・介護情報の提供	子育て課・保育課・健康課・高齢福祉課・子ども家庭支援センター	若い世代が活用するツールを利用し、効果的に保育サービスや子育て相談、介護に関する情報発信を行い、ダブルケアやヤングケアラー(※3)への支援を行う。	・児童館のツイッターを活用し、保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・広報やHPを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・地域包括支援センターが発行する包括便りや包括公式LINEにて介護情報等の情報発信を行う。また、家族介護者交流会にて情報提供を行う。 ・子育て情報アプリ「ほけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ほけっとなび」アプリの周知	・児童館のツイッターを活用し、保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・広報やHPを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・地域包括支援センターが発行する包括便りや包括公式LINEにて介護情報等の情報発信を行う。また、家族介護者交流会にて情報提供を行う。 ・子育て情報アプリ「ほけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ほけっとなび」アプリの周知	・児童館のツイッターを活用し、保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・広報やHPを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・地域包括支援センターが発行する包括便りや包括公式LINEにて介護情報等の情報発信を行う。また、家族介護者交流会にて情報提供を行う。 ・子育て情報アプリ「ほけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ほけっとなび」アプリの周知	・児童館のツイッターを活用し、保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・広報やHPを活用して保育サービスや子育て支援情報の提供を行う。 ・地域包括支援センターが発行する包括便りや包括公式LINEにて介護情報等の情報発信を行う。また、家族介護者交流会にて情報提供を行う。 ・子育て情報アプリ「ほけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ほけっとなび」アプリの周知	・子育て情報が継続的に提供されている。 ・保育サービスや子育て情報が継続的に提供されている。 ・介護情報を必要としている方に介護情報が届いている。 ・子育て情報アプリ「ほけっとなび」の掲載内容の充実 ・妊婦面接時等での「ほけっとなび」アプリの周知	4.5	4.5				

※2 子育ての手助けが必要な方と、子育ての手助けができる方が、お互いに助け合いながら地域で子育てをする相互援助活動の仕組みのこと。
 ※3 親や祖父母などの介護を担う子育て中の人、または子どもや若者のこと。

Ⅲ-4-1	子育てや介護を地域で支える仕組みづくり	担当課	子育て課・保育課・健康課・高齢福祉課・子ども家庭支援センター
-------	---------------------	-----	--------------------------------

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
59	子育て課 子ども達の放課後等の居場所は児童館・学童クラブ・ひのっちの3つの事業で支えることで、保護者(児童)は放課後等の居場所を選択でき、なおかつ、増加する学童クラブを必要とする児童全員を受け入れることができた。このことは3つの事業の連携とそれぞれの充実の表れと考える。 令和4年度においても感染対策を図った上で事業を継続し、居場所の提供や相談事業を実施した。	子育て課	子育て課
	高齢福祉課 都が主催する「認知症対応力向上研修」等の研修情報を地域包括支援センターや市の職員にメールやオンライン上の掲示板等で周知し、受講希望者の申込対応を随時行った。定期的に家族介護者交流会を行った。	高齢福祉課 なし。	高齢福祉課 継続的に研修受講者および会への参加者を募る。家族介護者交流会の開催状況を周知する方法の検討を行う。
60	高齢福祉課 認知症カフェの周知方法を検討しなおし、開催状況を全会場に確認した上で、現状に沿った開催一覧表に刷新した。また、市のHPでの案内を強化し、最新情報を定期的に更新した。	高齢福祉課 なし。	高齢福祉課 新規参加者の伸び悩みがあるため、周知方法の再検討。医療連携型認知症カフェがオンライン開催限定のため、コロナ禍が落ち着き次第対面開催を行う。
	子ども家庭支援センター コロナ禍ではあったが、乳幼児健診通知に案内を同封するなど、ファミリー・サポート・センター事業の周知に努めた。カワセミハウスにて子育てパートナーの活動する子育てひろばを開始した。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
61	子育て課 児童館の情報をTwitterやLINEで発信するなどSNSを活用し、周知を行った。	子育て課	子育て課
	高齢福祉課 9包括にて包括公式LINEを利用し、定期的に健康や介護情報等の配信を行った。また、包括便りの中で情報発信を行った。コロナ禍のなかでも家族介護者交流会を実施し、継続的に介護者を支援した。	高齢福祉課 なし。	高齢福祉課 なし。
	子ども家庭支援センター 地域子ども家庭支援センターの子育てひろばに予約システムを導入。また、妊婦面接でも同様のシステムで予約できるよう整え、さらに「まけっとなび」の周知につながった。	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
	保育課 保育施設情報や次年度保育所申込などの情報を広報や知っ得ハンドブックといった紙媒体だけでなく、子育て情報アプリ「まけっとなび」、チャットボットを活用し周知した。	保育課	保育課 チャットボットをさらに活用し、開庁時間外の対応も柔軟に対応できるようにしていく

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	4.3
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-4-2	地域における意思決定過程への男女双方の参画の推進	担当課	平和と人権課・全庁
-------	--------------------------	-----	-----------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 4 地域におけるワーク・ライフ・バランス
 方向性

◇ 男女双方の意見を反映し、身近な暮らしの場である地域の力を高め持続可能なものとするため、意思決定段階への女性の参画を推進します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
				<達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった											
62	あらゆる分野の意思決定における男女双方の参画の啓発	平和と人権課・全庁	青年会議所や商工会等との連携を強化し、地域活性化の思いのある事業者のプラットフォームをつくるなど、まちづくり、地域経済の活性化などあらゆる分野の意思決定段階への男女双方の参画を働きかける。女性が能力を發揮し、あらゆる分野の意思決定段階へ参画できるように、男女双方の視点の重要性について啓発及び情報提供する。	・適切な啓発及び情報提供を行う。	・適切な啓発及び情報提供を行う。	・適切な啓発及び情報提供を行う。	・適切な啓発及び情報提供を行う。	啓発により、地域におけるあらゆる分野の意思決定段階への男女双方の参画が推進されている。	4.0	5.0					

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
62	平和と人権課 委員会、審議会等への女性委員登用状況調査を行い、その結果を庁内掲示板や事務報告にて周知し、各部署における委員会等設置の際には、女性委員登用を積極的に行うことを呼びかけた。 また、女性委員登用が0名の会議体の主管部署に対してヒアリングを行い、改善を促しつつ、改善方法についてアドバイズした。 (女性を含む委員会の数 令和4年 89.2% 令和3年 86.7%) また、男女平等参画パネル展等にてジェンダーギャップ指数における日本の順位(2021年120位/156カ国)が政治分野で特に数値が低いことを示し、併せて日野市議会議員における女性議員割合推移について幅広く市民に周知した。	平和と人権課	平和と人権課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	5.0
5年度	
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



Ⅲ-4-3	男性高齢者の社会参加の促進	担当課	高齢福祉課
-------	---------------	-----	-------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 4 地域におけるワーク・ライフ・バランス
 方向性
 ◇ 男性高齢者の閉じこもりを防止し、健康づくり事業への参加を促進します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
				<達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった									
63	男性高齢者の閉じこもり防止促進	高齢福祉課	高齢者の実態把握調査として、「はつらつ・あんしん調査」を実施し、調査結果から定年退職した後、役割を持てる場やボランティアの紹介など地域活動に自然に参画できるよう事業展開を図っていく。	・はつらつ・あんしん調査結果を活用し、見守り支援ネットワーク事業の見守り推進員や第2層協議体等の地域活動への参画を促す。	・はつらつ・あんしん調査結果を活用し、見守り支援ネットワーク事業の見守り推進員や第2層協議体等の地域活動への参画を促す。	・はつらつ・あんしん調査結果を活用し、見守り支援ネットワーク事業の見守り推進員や第2層協議体等の地域活動への参画を促す。	・はつらつ・あんしん調査結果を活用し、見守り支援ネットワーク事業の見守り推進員や第2層協議体等の地域活動への参画を促す。	・見守り推進員や第2層協議体等の地域活動に参加する仕組みができている。	4.0	4.0			
64	男性高齢者の健康づくり事業への参加促進	高齢福祉課	日野市老人クラブ連合会等とも連携し、健康づくり事業を展開していく。	・男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	・男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	・男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	・男性高齢者の交流の場、健康増進の場となる事業の実施を日野市老人クラブ連合会に働きかけ、広く会員以外の男性高齢者の参加の機会を設け、社会参加を促す。	・男性高齢者の健康づくり事業への参加状況に応じて男性の参加を促す周知がされている。	4.0	4.0			

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
63	高齢福祉課 調査結果を活用し、見守り推進員へ登録への働きかけを行った。地域活動への参加を促し、市民に地域課題の検討の場に参加していただくことができました。	高齢福祉課 なし。	高齢福祉課 見守り推進員の登録推進。
64	高齢福祉課 男性会員を対象とする事業の次年度実施に向け、日野市老人クラブ連合会と連携し企画を行った。	高齢福祉課 会員以外の男性高齢者を対象とする事業の計画・実施。	高齢福祉課 男性高齢者対象の事業を継続して実施する。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	4.0
5年度	#DIV/0!
6年度	#####
7年度	#####



Ⅲ-5-1	防災対策における男女平等参画推進	担当課	防災安全課・平和と人権課
-------	------------------	-----	--------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 5 さまざまな立場から考える防災体制の確立
 方向性

◇ 防災分野の意思決定段階への女性の参画を拡大するため、男女平等の視点にたった地域防災リーダー育成のための取組を行います。災害用備蓄品の準備など日頃の防災対策にさまざまな視点を活かし、災害時には多様なニーズを把握した避難所運営ができるよう準備をします。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
				達成状況					達成状況					
65	防災分野の意思決定への女性の参画拡大	防災安全課・平和と人権課	防災会議委員に女性を積極的に登用する。また自主防災組織等における男女平等の視点に立った地域防災リーダーの裾野を広げるための講座を実施。防災対策や避難所運営に男女双方の視点が活かされるように、避難所運営組織の女性の参画を推進する。	・地域防災計画の改定にあたり、防災会議に女性委員の登用を行う。 ・防災安全課との連携を検討し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点を啓発する。	・地域防災計画の改定にあたり、防災会議に女性委員の登用を行う。 ・防災安全課との連携を検討し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点を啓発する。	・地域防災計画の改定にあたり、防災会議に女性委員の登用を行う。 ・防災安全課との連携を検討し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点を啓発する。	・地域防災計画の改定にあたり、防災会議に女性委員の登用を行う。 ・防災安全課との連携を検討し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点を啓発する。	・防災会議における女性委員の登用。 ・女性の視点や女性リーダーの育成に関する講座の定期的な実施体制の構築。 ・防災について多様な視点の重要性と女性や性的マイノリティへの理解などが進む。	2.5	3.5				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
65	防災安全課 地域防災計画進行管理のための防災会議に女性委員を登用している(委員27人中8人)	防災安全課 女性防災リーダー育成に特化した事業が行えなかった。	防災安全課 女性防災リーダー育成のための講座等を実施する。
	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
	女性防災リーダーの育成だけでなく、現在世間で注目されている性別による役割分担ではない作業として、被災時に役立つ「防災ごはん」の動画を撮影し、youtube上に公開した。コロナ禍を意識して動画による公開をしたものだが、Jcomのニュースで取り上げられるなどの影響もあり、再生回数は累計で2,000回を超え、対面式の講座以上の多くの人に視聴してもらえるものとなった。		

4.施策の評価(本部評価)

3年度	2.5
4年度	3.5
5年度	
6年度	
7年度	



第4次日野市男女平等行動計画評価シート

Ⅲ-5-2	多様な視点を取り入れた防災対策の推進(新規)	担当課	防災安全課・平和と人権課
-------	------------------------	-----	--------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 Ⅲ 女性と男性があらゆる分野でもとに参画できる環境づくり<日野市女性活躍推進計画>
 施策の 5 さまざまな立場から考える防災体制の確立
 方向性

◇ 避難所等では多様なニーズに対応できるよう、多言語での情報提供や障害者、高齢者、性的マイノリティなど特別な配慮を要する人にも使いやすい施設整備等を検討します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
66	女性の視点や障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等へ配慮した取組(新規)	防災安全課・平和と人権課	指定避難所等に、女性の視点や障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人等に配慮した災害用備蓄及び施設の充実を図る。	・地域防災計画の改定にあたり、避難所における男女双方の視点及び性的マイノリティへの配慮の記載を行う。 ・防災安全課と連携し、外国人向け防災パンフレットの作成に取り掛かる。 ・防災安全課との連携を検討し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点の重要性を啓発する。	・パーティーション等の要配慮者向け物品の備蓄を行う。その他、生理用品等の備蓄を行う。 ・防災パンフレットを市民窓口で配布し、防災時の対応を周知する。 ・防災安全課との連携し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点の重要性を啓発する。	・パーティーション等の要配慮者向け物品の備蓄を行う。その他、生理用品等の備蓄を行う。 ・防災パンフレットを市民窓口で配布し、防災時の対応を周知する。 ・防災安全課との連携し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点の重要性を啓発する。	・パーティーション等の要配慮者向け物品の備蓄を行う。その他、生理用品等の備蓄を行う。 ・防災パンフレットを市民窓口で配布し、防災時の対応を周知する。 ・防災安全課との連携し、女性防災リーダー育成などを通して多様な視点の重要性を啓発する。	・パーティーション等の要配慮者向け物品の備蓄を全指定避難所に配備する。 ・防災パンフレットを市民窓口で配布し、防災時の対応を周知する。 ・防災について多様な視点の重要性と女性や性的マイノリティへの理解などが進む。	4.0	4.0				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
66	防災安全課 地域防災計画に避難所における男女双方の視点及び性的マイノリティへの配慮の記載を行った。 国際交流協会と連携し、外国人向け防災パンフレットを作成。 メール配信サービスの多言語対応を実施。	防災安全課 女性防災リーダー育成に特化した講座等ができなかった。	防災安全課 女性防災リーダー育成のための講座等を実施する。
	平和と人権課 女性防災リーダーの育成だけではなく、現在世間で注目されている性別による役割分担ではない作業として、被災時に役立つ「防災ごはん」の動画を撮影し、youtube上に公開した。コロナ禍を意識して動画による公開をしたのだが、Jcomのニュースで取り上げられるなどの影響もあり、再生回数は累計で2,000回を超え、対面式の講座以上の多くの人に視聴してもらえるものとなった。	平和と人権課	平和と人権課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	4.0
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



IV-1-1	委員会などにおける男女比率の適正化の推進	担当課	平和と人権課・全庁
--------	----------------------	-----	-----------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の 1 行政の政策決定過程における女性の参画促進
 方向性

◇ 女性が政策決定の場に参加する機会を増やすため、女性委員がいない審議会・委員会などをなくします。実施時間の短縮や保育の確保など女性が参加しやすい環境を整える配慮をし、女性委員の割合が40%以上となるよう推進していきます。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
				達成状況					達成状況				
67	審議会・委員会における女性委員登用率の向上	平和と人権課・全庁	男女の比率について片方の性に偏りが生じないように配慮しつつ、さらなる女性委員の参画を促進する。	・各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇になるよう呼びかけを行う。	・各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇になるよう呼びかけを行う。	・各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇になるよう呼びかけを行う。	・各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇になるよう呼びかけを行う。	・各部署の管理する委員等の女性委員登用率上昇する。	3.0	3.0			
68	女性が参加しやすい環境整備	平和と人権課・全庁	女性が参加できるよう、保育の確保や介護中の方への配慮をする。	・講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。	・講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。	・講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。	・講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。	・講演会、講習会、研修など実施する際には保育体制などを準備するようにする。	5.0	5.0			

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
67	平和と人権課 令和4年の審議会・委員会等における男女比率は30.7%で30%以上を維持することができた。(令和3年 31.5%) 令和4年度では、女性委員登用率0%の審議会等を管理している部署に対してヒアリングを行い、女性員が増えてきていない理由を確認し、改善に向けたアドバイスをを行った。	平和と人権課	
68	平和と人権課 市民の参加するイベント等に対して、生涯学習課の保育協力員派遣事業を活用することにより子どもを安心して預けて参加できるように、配慮することができた。(保育協力員実績実績:女性相談事業 1件、その他イベント2件)	平和と人権課	令和4年度はもうアフターコロナで保育希望が増えると想定していたが、想定よりも利用希望が伸びなかった。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	4.0
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



IV-2-1	市民・事業者等との連携	担当課	平和と人権課
--------	-------------	-----	--------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の 2 市民との連携による男女平等参画の推進
 方向性

◇ 市民が参加しやすい講座やイベントの開催、市民のニーズを的確に把握した情報提供ができるよう、ジェンダーの視点を持つ市民団体などと協働した取組を行います。また、活動団体の状況を把握し、その活動を支援します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

		年度ごとの目標					計画終了時の目標		達成状況				
No.	事業	担当課	内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
69	男女平等参画の視点を持った市民団体・事業者等との協働事業の実施	平和と人権課	男女平等推進センター登録団体との連携などにより、講座・イベント等を実施する。	・男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する	・男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する	・男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する	・男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する	・男女平等参画の視点を持って、市民団体などと連携をして講座、講演等を実施する	4.0	5.0			
70	市民団体等への男女平等参画に関する学習機会と交流の場の提供	平和と人権課	男女平等推進センターフォーラム等により、学習機会や交流の場を提供する。	・男女平等推進センターフォーラムの実施	・男女平等推進センターフォーラムの実施	・男女平等推進センターフォーラムの実施	・男女平等推進センターフォーラムの実施	・男女平等推進センターフォーラムの実施	5.0	5.0			

<達成状況の評価>
 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
69	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
	DV土曜講座「傷ついた心の回復をめざす講座～トラウマと向き合う自分だけの時間」を実施し、被害者の心の回復のための支援を行った(偶数月第3土曜日全6回実施63名参加)。		
70	平和と人権課	平和と人権課	平和と人権課
	男女平等推進センターフォーラム(令和4年6月25日)を開催し、「結婚の自由をすべての人に」訴訟をテーマとした基調講演とアセクシュアル・アロマンティックに関する基礎知識の講演会を実施した。(参加者46人)		

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.5
4年度	5.0
5年度	
6年度	#####
7年度	



IV-3-1	男女平等に関する職員研修の充実	担当課	職員課・平和と人権課
--------	-----------------	-----	------------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり
- 施策の 3 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実
- 方向性

◇ 男女平等社会の実現に向けた施策は、さまざまな分野におよぶ総合的なものであることを職員が認識し、事業の立案・実施をするよう職層・経験年数に応じた研修を行います。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標					計画終了時の目標										
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	達成状況										
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度						
71	男女平等の理解を深める研修の実施	職員課・平和と人権課	職層ごとあるいは関連する内容に応じて研修を実施する。新規採用の際は職員に研修を実施する。	・職員研修について平和と人権課と協議を行い、研修方法等を検討する。 ・職員課に研修の実施を働きかける。	・職員研修について平和と人権課と協議を行い、研修方法等を検討する。 ・職員課に研修の実施を働きかける。	・職員研修について平和と人権課と協議を行い、研修方法等を検討・実施する。 ・職員課に研修の実施を働きかける。	・職員研修について平和と人権課と協議を行い、研修方法等を検討・実施する。 ・職員課に研修の実施を働きかける。	・職員の理解を深めるため、定期的な研修を実施する。 ・職員が男女平等の意義や必要性について理解を深めている。							3.5	4.0			

<達成状況の評価>
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
71	職員課 東京都市町村職員研修所の「男女共同参画研修」10人受講。	職員課による研修は未実施。	研修内容等について主管課と協議。
	平和と人権課 令和3年度に続き、性的マイノリティに関する職員研修を実施した。(全職員対象。動画配信にて実施。3部構成のうち、第2、3回を令和4年度中に実施) 動画研修の未受講者及び令和4年度新規入庁者にフォローアップ研修を令和5年2月15日に実施した。	平和と人権課	平和と人権課 学校配属の市職員と市立病院配属市職員の受講が伸び悩んだので、学校、市立病院配属の職員の受講しやすい研修方法の検討。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	3.5
4年度	4.0
5年度	
6年度	#DIV/0!
7年度	#####



IV-3-2	男女が対等に働く職場づくり	担当課	職員課
--------	---------------	-----	-----

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり

施策の 3 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実

方向性

◇ 市役所も市内事業所のひとつとして、男女がともに積極的に政策決定過程に関わるよう意識の向上を進めます。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

＜達成状況の評価＞
5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
72	昇任選考の受験促進	職員課	職員が昇任選考にチャレンジすることを奨励する。	・昇任試験の受験者の分析を行い、性別にかかわらず昇任選考にチャレンジできる仕組みを検討する。	・昇任試験の受験者の分析を行い、性別にかかわらず昇任選考にチャレンジできる仕組みを検討・実施する。	・昇任試験の受験者の分析を行い、性別にかかわらず昇任選考にチャレンジできる仕組みを検討・実施する。	・昇任試験の受験者の分析を行い、性別にかかわらず昇任選考にチャレンジできる仕組みを検討・実施する。	・女性職員の昇任試験受験率の向上	・管理職20%以上 ・係長職30%以上 ・主任職50%以上	5.0	5.0			
73	庁内のあらゆる分野における女性職員の活躍推進	職員課	女性職員の活躍推進に向けた学習機会等を提供する。	・多様なポストへの女性職員の積極配置やジョブローテーションにより、性別にかかわらず活躍できる人材を育成する。	・多様なポストへの女性職員の積極配置やジョブローテーションにより、性別にかかわらず活躍できる人材を育成する。	・多様なポストへの女性職員の積極配置やジョブローテーションにより、性別にかかわらず活躍できる人材を育成する。	・多様なポストへの女性職員の積極配置やジョブローテーションにより、性別にかかわらず活躍できる人材を育成する。	・管理職に占める女性職員の割合	30%以上	5.0	4.0			

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
72	職員課 令和4年度昇任試験の受験者の分析を行い庁内に公表した。 女性職員の昇任試験受験率：主任職32.6%、係長職6.3%、管理職8.2%	職員課 なし。	職員課 女性職員の昇任試験受験率向上。
73	職員課 多様なポストへの女性職員の積極配置やジョブローテーションにより、性別にかかわらず活躍できる人材を育成。 管理職に占める女性職員の割合：26.9%（令和4年4月1日時点）	職員課 女性職員が配置されていない部署が一部存在すること。	職員課 女性職員の昇任試験受験率向上。 女性職員が配属されていない部署。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	4.5
5年度	
6年度	#####
7年度	#DIV/0!



IV-3-3	ハラスメント相談及び防止体制の充実	担当課	職員課
--------	-------------------	-----	-----

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり

施策の 3 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実
方向性

- ◇ 改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)に基づき、パワーハラスメントの防止策やその他さまざまなハラスメントなどに関する相談体制の充実や職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取組を行います。
- ◇ さまざまなハラスメントを防止し男女がともに働きやすい職場とするため、苦情相談及び防止対策・苦情処理体制を充実します。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

		<達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった												
No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
74	相談及び防止体制の充実	職員課	相談員の研修実施、外部相談窓口の活用により、相談体制を充実させる。アンケートの実施による実施把握、相談活動公表による活動の「見える化」を行う。	・ハラスメント苦情相談員向け研修を実施。 ・ハラスメントに関する職員向けアンケート調査を実施。	・ハラスメント苦情相談員向け研修を実施。 ・ハラスメントに関する職員向けアンケート調査を実施。	・ハラスメント苦情相談員向け研修を実施。 ・ハラスメントに関する職員向けアンケート調査を実施。	・ハラスメント苦情相談員向け研修を実施。 ・ハラスメントに関する職員向けアンケート調査を実施。	・相談件数や内容等を可能な範囲で職員に公表し、意識啓発につなげる。	年1回以上	5.0	5.0			

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
74	職員課 令和4年10月19日ハラスメント苦情相談員研修実施。 令和4年6月ストレスチェックに合わせてハラスメントに関する職員向けアンケートを実施。	職員課 なし。	職員課 相談員の相談スキル向上、周知徹底。

4.施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	5.0
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



IV-3-4	職場のワーク・ライフ・バランスの推進	担当課	職員課
--------	--------------------	-----	-----

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり
 施策の 3 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実
 方向性

◇ 日野市特定事業主行動計画(※)を職員に周知し、仕事と家庭生活など仕事以外の生活を両立できる職場づくりを行います。

※「次世代育成支援対策推進法」(平成15年)及び「女性活躍推進法」(平成28年)に基づく行動計画を一体的に策定するもので、国や地方公共団体などの特定事業主が、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するための計画。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標		達成状況				
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
				<small><達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった</small>										
75	育児・介護がしやすい職場環境の整備	職員課	育児・介護に関する休暇制度を周知し、男女ともに育児休業や介護休暇が取得しやすいような環境を整える。特に男性の育児・介護等休暇取得を促進するため、特定事業主行動計画に基づき、所属長に向けた男性育児関連休暇に係る説明会の実施や情報提供の拡充を図る。	・男性職員及び所属長向け、育児・介護関連休暇制度の情報提供	・男性職員及び所属長向け、育児・介護関連休暇制度の説明会及び情報提供の実施	・男性職員及び所属長向け、育児・介護関連休暇制度の説明会及び情報提供の実施	・男性職員及び所属長向け、育児・介護関連休暇制度の説明会及び情報提供の実施	・職員の育児休業取得率 育児・介護関連休暇制度の周知(年1回以上)	・職員の育児休業取得率 男性60%以上 女性100%	4.0	4.0			
76	定時で業務が終了する職場づくり	職員課	働き方改革の推進のため勤務時間インターバル制度の導入を検討するなど、仕事と仕事以外の生活の両立ができるよう、時間外勤務の削減を促す。	働き方改革推進に関するコンサルティング導入・働き方改革研修を実施する。	各部署の業務量調査を実施。適正な定員管理・人員配置を検討する。	各部署の業務量調査結果を踏まえた、適正な定員管理・人員配置を検討する。	各部署の業務量調査結果を踏まえた、適正な定員管理・人員配置を検討する。	・常勤職員の平均超過勤務時間 月5時間以下		5.0	5.0			

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
75	職員課 令和4年10月1日男性職員の育児休業取得要件等緩和 令和5年3月育休後職場復帰支援講座実施 令和5年3月次世代ニュース第16号発行 休暇等申請マニュアルの掲示	職員課 説明会の開催はできなかった。	職員課 育児対象者への個別の情報提供の仕組みづくり。
	職員課 令和4年6月14日～令和5年3月31日職員配置適正化・業務効率化検討業務委託実施	なし。	職員課 人員不足により適正な人員配置が困難な状況

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.5
4年度	4.5
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



IV-4-1	男女平等推進センターの機能の充実	担当課	平和と人権課
--------	------------------	-----	--------

1.第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり
- 施策の 4 行政における男女平等参画の推進体制づくり
- 方向性

◇ 男女平等推進センターの役割を明確にするため、機能・体制及び運営方法を総合的に見直します。さらに、市民・団体などとの協働による事業の実施や市民・団体の交流や自主的活動の拠点、男女平等社会の実現に向けたさまざまな情報発信の拠点としての取組を行います。

◇ 市民が苦情処理制度を活用しやすいよう、男女平等に関する相談を幅広く受ける相談窓口の設置と、その周知を図ります。

2.各事業の達成状況(担当課評価)

No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
				<small><達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった</small>										
77	男女平等推進に関する情報提供の充実	平和と人権課	情報誌(男女平等推進センターだより)を発行する。男女平等推進センターのホームページを活用し、情報提供を行うために内容を充実させる。男女平等に関する国際規範・基準に関する情報提供を行う。市民貸出し用の男女平等推進センターの図書・視聴覚教材などの充実を図る。	・情報誌発行回数1回/年 ・情報発信回数2回以上/年 ・イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。 ・適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。	・情報誌発行回数1回/年 ・情報発信回数2回以上/年 ・イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。 ・適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。	・情報誌発行回数1回/年 ・情報発信回数2回以上/年 ・イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。 ・適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。	・情報誌発行回数1回/年 ・情報発信回数2回以上/年 ・イベント・講座の実施案内・報告も併せて行う。 ・適切な図書等の選定及び購入をし、随時貸し出しを行う。	・男女平等推進センターの役割について、市民にしっかり認知されている。	5.0	5.0				
78	苦情処理相談窓口の設置	平和と人権課	苦情処理制度を利用しやすいように、広く相談を受け、適切な相談や苦情処理制度につなげる男女平等相談窓口の設置と、その周知を図る。	・苦情処理制度に関する市HPの掲載内容を精査する。	・苦情処理制度に関する市HPの掲載内容を精査する。	・苦情処理制度に関する市HPの掲載内容をわかりやすく更新する。	・苦情処理制度に関する市HPの掲載内容の見直しを実施する。	・苦情処理窓口が市民に周知されている。	3.0	5.0				

3.達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
77	平和と人権課 男女平等センター情報誌「ふらっとだより」を発行した。男女平等推進センター内図書コーナーの蔵書を増やした。また、内閣府や東京都の情報をホームページ等で随時情報提供した。	平和と人権課	平和と人権課
78	平和と人権課 苦情処理相談窓口の在り方について、整理を行った。令和4年度はこれまで実績がないことから予算から落としていたが、令和5年度から予算を付けて対応に備える準備をした。	平和と人権課	平和と人権課

4.施策の評価(本部評価)

3年度	4.0
4年度	5.0
5年度	#DIV/0!
6年度	#DIV/0!
7年度	#DIV/0!



IV-4-2	庁内推進体制の充実	担当課	平和と人権課
--------	-----------	-----	--------

1. 第4次日野市男女平等行動計画(令和3年度～7年度)での位置づけ

- 目標 IV 男女平等参画の推進体制づくり
- 施策の 4 行政における男女平等参画の推進体制づくり
- 方向性

◇ 事業運営にあたっては、職員一人ひとりが男女平等参画の実現に向けた意識を持ち、効果的な施策推進を図ります。

2. 各事業の達成状況(担当課評価)

		<達成状況の評価> 5:大いに達成できた 4:やや達成できた 3:どちらともいえない 2:やや達成できなかった 1:達成できなかった												
No.	事業	担当課	内容	年度ごとの目標				計画終了時の目標	達成状況					
				3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
79	行政推進本部の運営(新規)	平和と人権課	日野市における男女平等に関する総合的な施策の積極的かつ効果的な推進を図る。	行政推進本部会議を実施する1回/年	行政推進本部会議を実施する1回/年	行政推進本部会議を実施する1回/年	行政推進本部会議を実施する1回/年	庁内で男女平等に関する施策について積極的かつ効果的な推進が図られている。	5.0	5.0				

3. 達成状況 評価の理由(担当課評価)

No.	実施できたこと・達成できたこと	実施できなかったこと・達成できなかったこと	今後の課題
79	平和と人権課 行政推進本部会議を令和4年10月3日に実施し、パートナーシップ制度の素案について「第4次男女平等行動計画」令和3年度事業の評価についての報告を行い、男女平等施策に関して積極的かつ効果的な推進を図った。	平和と人権課	平和と人権課

4. 施策の評価(本部評価)

3年度	5.0
4年度	5.0
5年度	#DIV/0!
6年度	#NAME?
7年度	#DIV/0!



令和4年度日野市男女平等行動計画

本部評価報告書

= 令和4年度施策・事業を評価 =

令和5年(2023年) 12月

事務局 日野市企画部平和と人権課

〒191-0062 東京都日野市多摩平二丁目9番地

電話 042-584-2733

FAX 042-584-2748

Eメール danjyo@city.hino.lg.jp